

農業の持続的発展に関する施策 の整理（その2）

平成21年7月

農林水産省

目 次

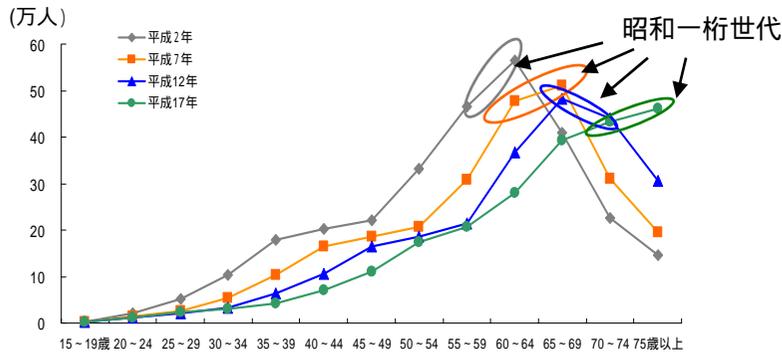
担い手をめぐる現状	2
農地をめぐる現状	3
担い手の育成・確保	
1．担い手の参入を促す施策	
多様な担い手の参入の促進	5
新規就農者に対する支援	6
【参考】就農ルート別の支援の概要	7
2．担い手の経営発展を後押しする施策	
認定農業者、集落営農の育成	8
【参考】担い手の育成・確保のための支援施策の概要	9
【参考】兼業農家の位置付け	10
担い手に対する農地の面的集積の促進	11
経営体の資金調達の円滑化	12
経営の複合化・多角化の取組の促進	13
多様な連携を活かした新たな経営への支援	14
担い手に関する新たな取組の促進	15
3．担い手の経営の安定・継続を確保する施策	
水田・畑作経営所得安定対策	16
【参考】収入減少影響緩和対策における収入回復の仕組み	17
品目別経営安定対策	18
その他の経営リスク緩和措置	19
4．女性の役割と活動支援	20
5．高齢者の役割と活動支援	21
優良農地の確保と生産基盤の整備	
1．優良農地を確保するための転用規制の厳格化	23
【参考】農地法における現行の農地転用許可制度	24
2．耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取組	25
【参考】耕作放棄地対策に係る法的措置と予算措置の連携	26
3．経営の自由度の向上につながる基盤整備	27
4．基盤整備を契機とした担い手育成と農地の利用集積	28
5．基幹的農業水利施設の適切な保全・更新	29
6．豊かな田園環境の再生・創造	30
【参考】農業構造の展望（平成17年策定）	31
【参考】平成の農地改革の概要	32
【参考】農家の用語の定義	33

担い手をめぐる現状

農業が持続的に発展していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立することが重要。このため、経営体を支える人材の育成・確保とともに、経営規模の拡大や多角化等の経営改善を図り、経営体として持続していけるようにすることが必要。

担い手の減少と高齢化の進展、規模拡大等の経営改善の進捗の遅れ等の中で、担い手については、参入を促す、経営発展を後押しする、経営の安定・継続を確保する、という面から支援を強化していく必要。

基幹的農業従事者の年齢構成



資料：農林水産省「農林業センサス」

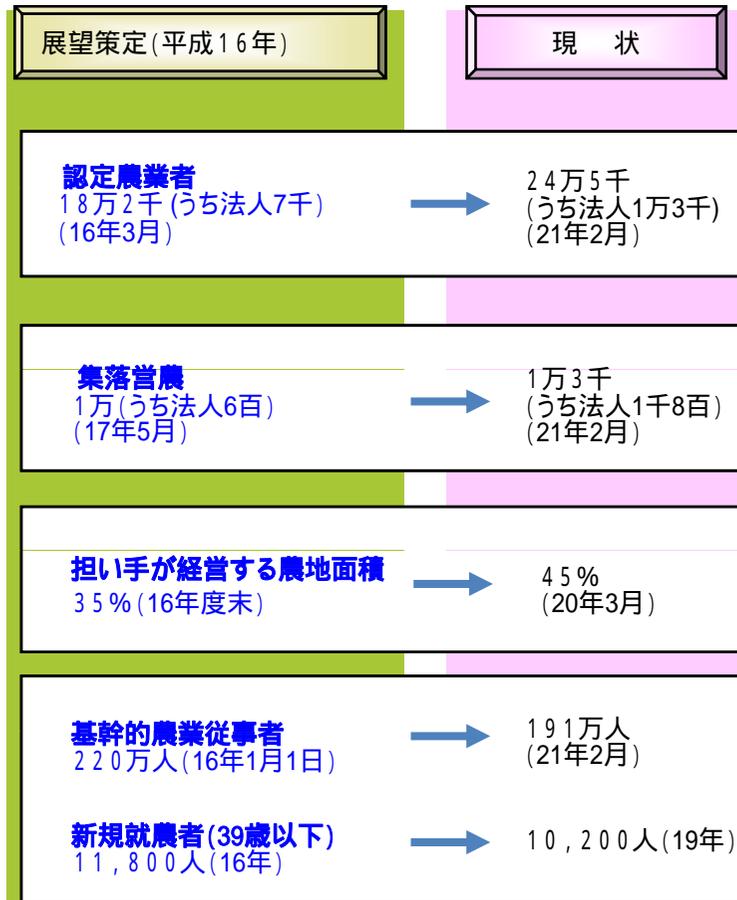
注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事している15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

農家1戸当たりの平均経営規模の推移

		昭35年	60年	17年	倍率 [昭35 平17]
経営 耕地 (ha)	北海道	3.5	9.3	16.5	4.7
	都府県	0.8	0.8	1.0	1.3
経営 部門 別 (全国)	水 稻 (a)	55.3	60.8	96.1	1.7
	野 菜 (a)	8.6	9.8	53.4	6.2
	乳用牛(頭)	2.0	25.6	59.7	29.9
	肉用牛(頭)	1.2	8.7	30.7	25.6
	養 豚(頭)	2.4	129.0	1,095.0	456.3

資料：農林水産省統計部「農林業センサス」、「畜産統計」、「家畜の飼養動向」
注1：水稲及び野菜の昭和60年以前は水稲及び野菜を収穫した農家であり、平成17年は販売農家のうち販売目的で水稲及び野菜を作付した農家の数値。
注2：野菜は露地野菜の数値。
注3：養豚の平成17年は平成16年の数値。

農業構造の展望の進捗状況



「農業構造の展望(平成27年)」
効率的かつ安定的な農業経営
(抜粋)

家族農業経営
33~37万
(一戸一法人を含む)

集落営農経営
2~4万
(法人化したものを含む)

**効率的かつ安定的な農業
経営が経営する農地面積**
7~8割程度

新規就農者(39歳以下)
毎年12,000人

基幹的農業従事者
146万人

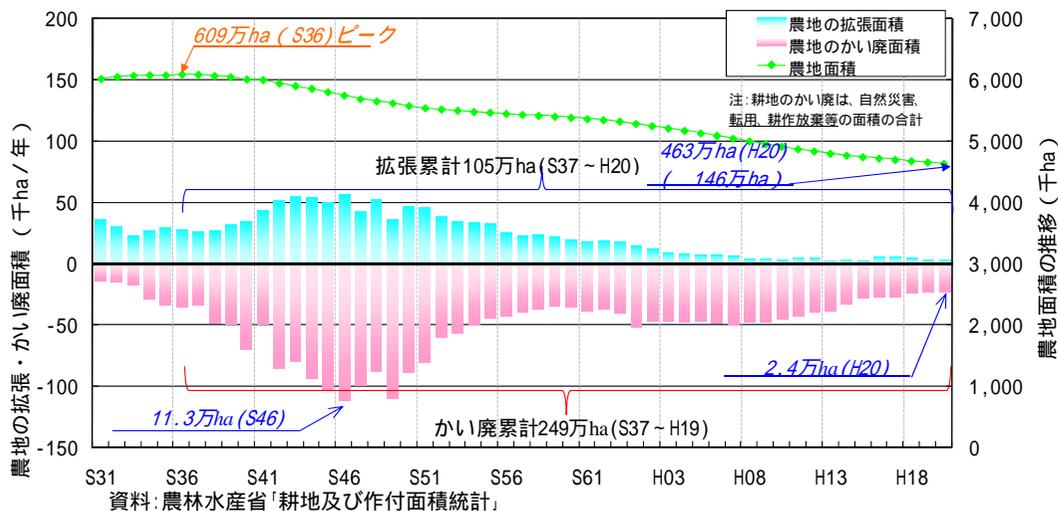
農地をめぐる現状

農地転用や耕作放棄により、農地面積が減少傾向で推移する一方で、新たな農地造成等による農地の拡張が望めない状況にある中で、農地を確保するためには、農地を無秩序な転用から守るとともに、増加し続ける耕作放棄地の発生抑制・解消を進めていくことが必要。

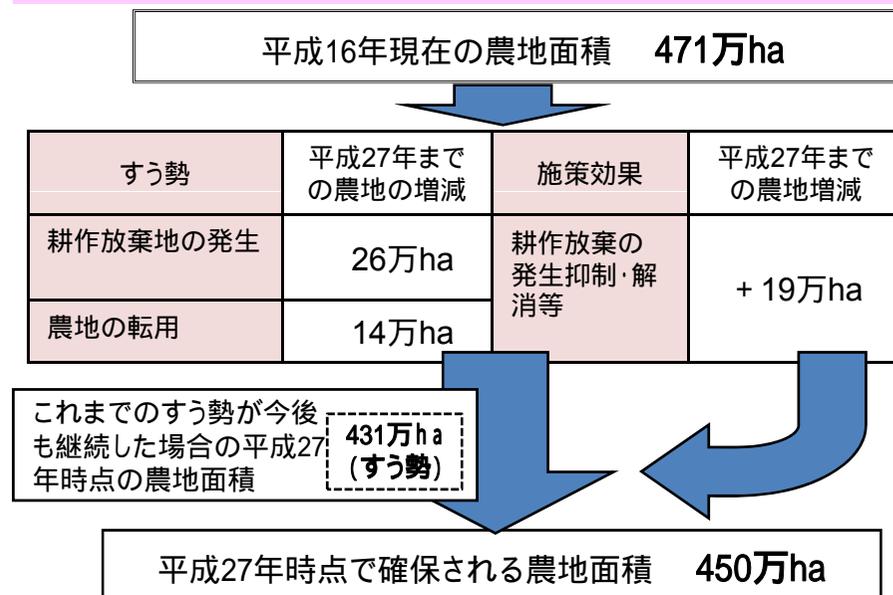
平成27年時点における農地面積の見込み値450万haに対して、平成20年現在の農地面積は463万haとなっており、おおむね見込みどおりであるが、減少が続いている状況。また、平成17年現在の耕作放棄地面積は約39万haと増加傾向。

農地の減少、利用率の低下、耕作放棄地の増加等が進む中、今般成立した「平成の農地改革」関連法により、優良農地を確保するとともに、農地貸借の規制の見直しにより有効利用を図ること等としたところ。(後述)

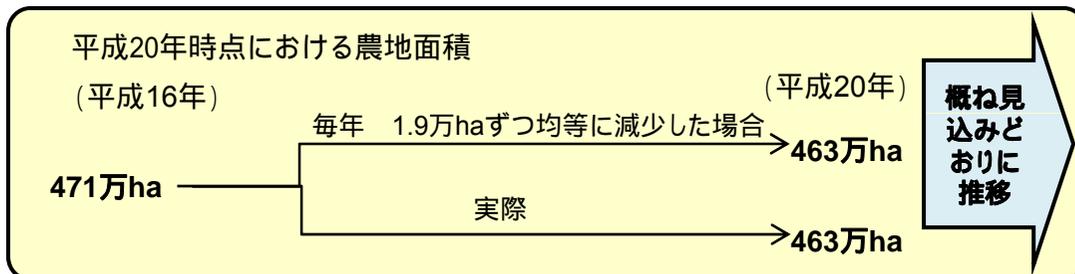
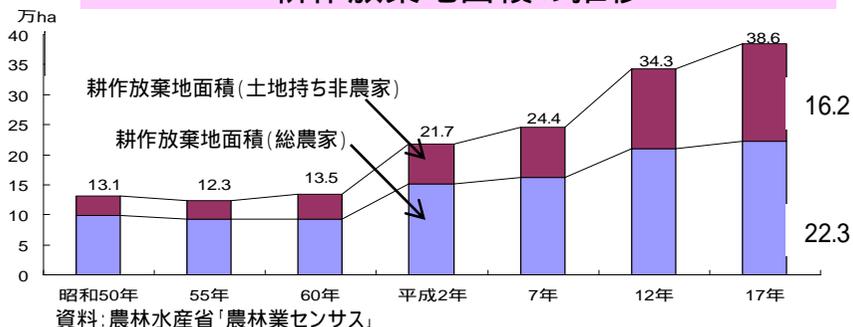
農地面積の推移と拡張・かい廃状況



平成27年時点における農地面積の見込みと現状の状況



耕作放棄地面積の推移



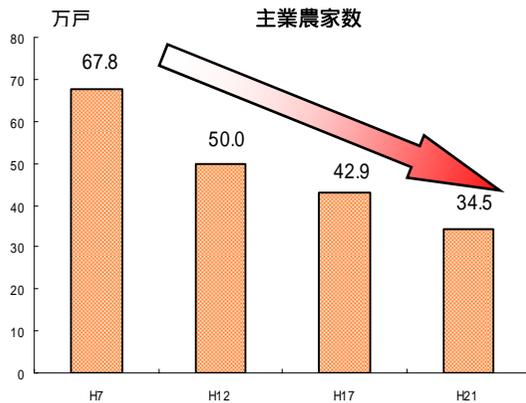
担い手の育成・確保



多様な担い手の参入の促進

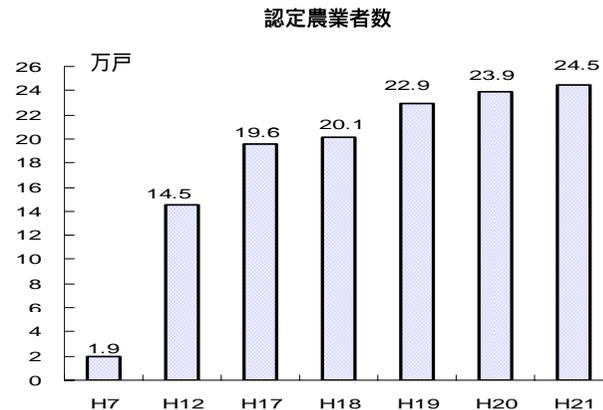
担い手の農業への参入については、担い手不足が進行している地域が増加していることを踏まえ、今般成立した「平成の農地改革」関連法により、農地貸借の規制や農業生産法人の出資規制を見直し、多様な経営体の参入を促進することとしたところであり、今後は、このような成果を活用していく必要。

この15年で主業農家は半減

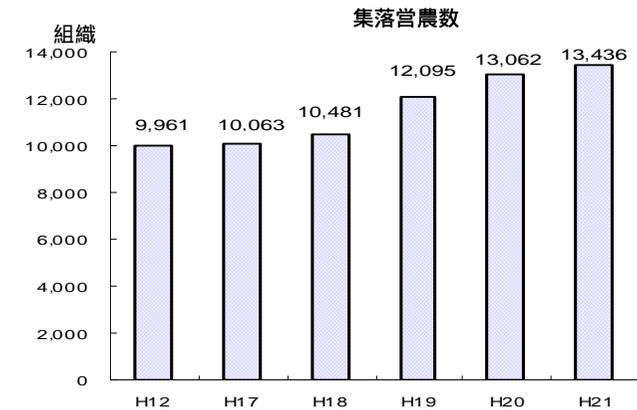


資料: 農林水産省「農林業センサス」、「集落営農実態調査」を基に農林水産省調べ

認定農業者数、集落営農数の増加も近年頭打ち



農林水産省調べ



資料: 農林水産省「集落営農実態調査」、「地域就業等動向調査」

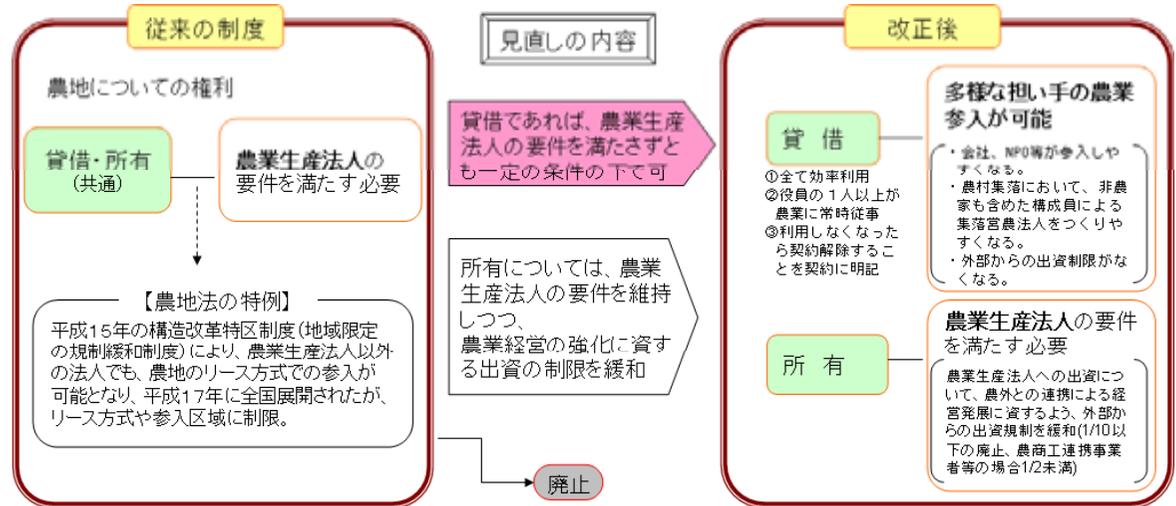
企業等参入数の推移

	計	特定法人貸付事業実施参入法人数			
		計	建設業	食品会社	その他
平成21年3月1日現在	349	341 (100%)	125 (37%)	72 (21%)	144 (42%)
(平成20年 9月1日現在)	320 対前年+64	313	104	65	144
(平成19年 9月1日現在)	256	256	88	58	110
(平成18年 9月1日現在)	256 対前年+83 173	173	59	46	68

資料: 農林水産省調べ

注: リース方式(特定法人貸付事業)は農地法等の改正により廃止。全体の計と特定法人貸付事業実施参入法人数の計との差は、特定法人貸付事業実施後、農業生産法人に移行したものを。

「平成の農地改革」による農地の利用規制の見直し



新規就農者に対する支援

今後は、農家子弟だけでなく、農外出身者からの新規就農を促進することにより、人材を確保することが必要。
 農外出身者の就農に関しては、営農技術の習得に加え、農地の借り入れ、機械・施設を取得するための資金及び営農経費の確保など、農家子弟に比べて営農開始時の負担が大きいことから、技術習得等の研修機会の充実、きめ細かな技術支援、農地確保や機械・施設等の導入に際しての負担軽減を図る必要。
 こうした中で、近年、農業法人等に雇用される形での就農が増加しているが、これは営農開始時のリスクや負担が少ない就農形態であり、新規就農者の確保に向けて円滑に雇用就農するための支援を強化していく必要。

新規就農者・雇用就農者の動向

(単位:千人)

区分	H2	H7	H12	H17	H18	H19
新規就農青年(39歳以下)	4.3	7.6	11.6	11.7	11.0	10.2
中高年(40歳以上の離職就農者)	11.4	40.4	65.9	67.2	63.5	56.0
計	15.7	48.0	77.1	78.9	74.5	66.2
うち新規学卒就農者	1.8	1.8	2.1	2.5	2.5	2.3
うち新規参入者	2.2	1.8
雇用就農者	6.5	7.3
合計	15.7	48.0	77.1	78.9	81.0	73.5

資料:農林水産省「農家就業動向調査」(H2)、「農業構造動態調査」(H7~17)、「農林業センサス」(H17)、「新規就農者調査」(H18、19)
 注1.「離職就農者」とは、他産業への勤務が主から農業への従事が主になった人(在宅、Uターンを問わない。)である。
 2.「新規学卒就農者」とは、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者である。
 3.「新規参入者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。)し、新たに農業経営を開始した経営の責任者である。
 4.平成7年~17年は「販売農家のみ」の調査値である。
 5.平成17年は農林業センサス(2005年)及び農業構造動態調査を組替集計したものを使用。

新規参入の場合の経営負担について

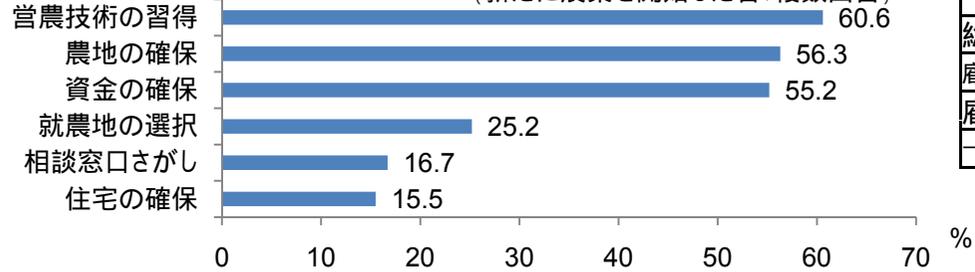
新規に農業に参入した者の就農1年目の平均費用
 (水稻中心の場合)

機械施設経費(機械リース代等)	573万円
営農経費(肥料、農薬、重油代等)	116万円
計	689万円
うち自己資金	492万円
うち資金の借入	197万円

資料:全国農業会議所調べ

農業経営の開始に当たり苦労した事項

(新たに農業を開始した者:複数回答)



資料:農林水産省「平成19年新規就農者就業状態調査」(平成19年1月1日)

常用雇用を雇い入れている事業体の状況

	販売農家			農家以外の農業事業体		
	H7	H17	伸び率(%)	H7	H17	伸び率(%)
総経営体数	265万戸	196万戸	26	1万経営体	1.4万経営体	40
雇用経営体数	1.8万戸	2.1万戸	17	0.4万経営体	0.6万経営体	50
雇用者数	4.3万人	6.1万人	42	4.9万人	5.7万人	16
一経営体当たりの雇用者数	2.3人	2.9人	26	10.8人	10.0人	7

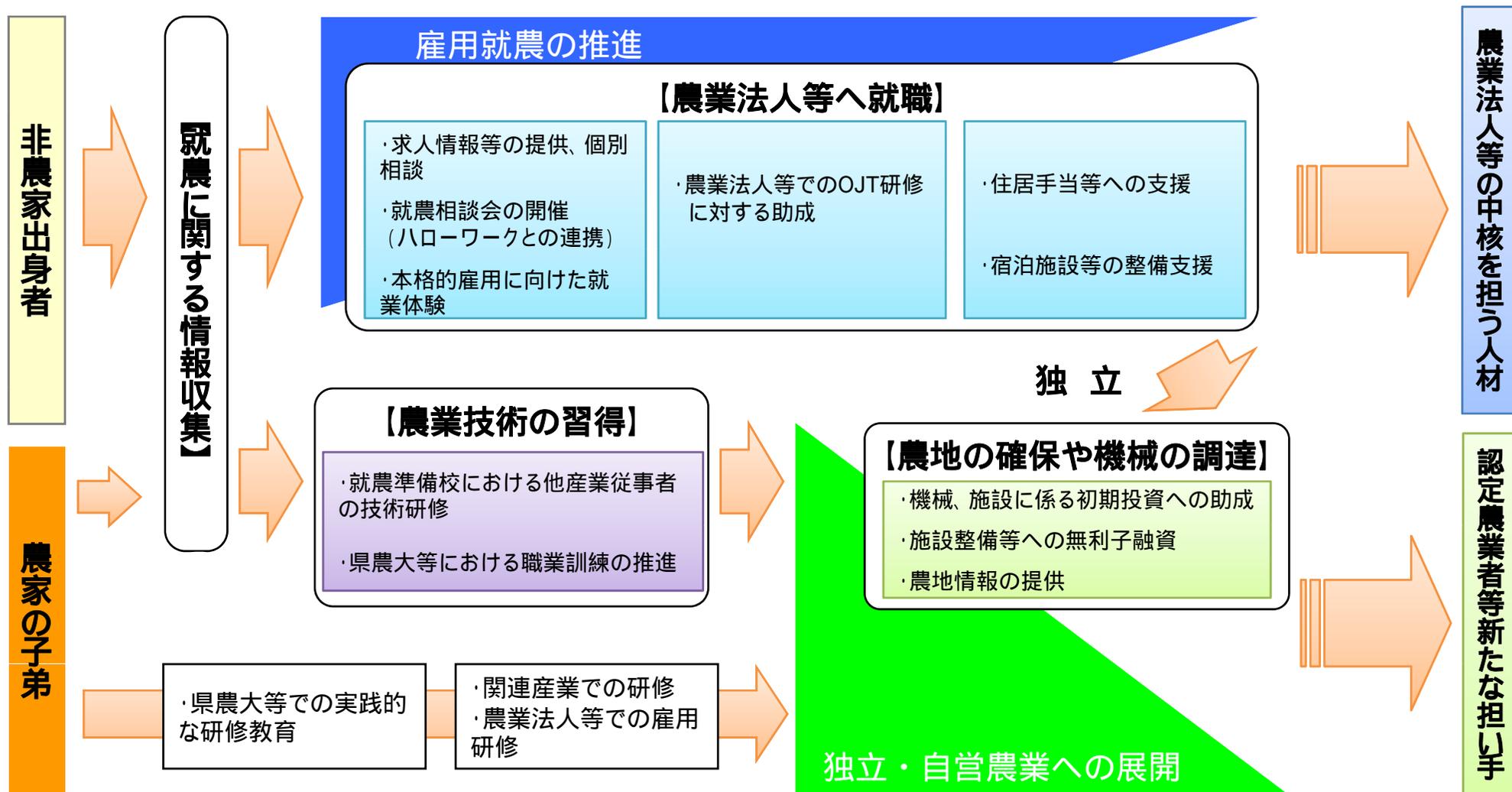
資料:農林水産省「農林業センサス」

【参考】就農ルート別の支援の概要

農業法人等に雇用される形での就農は、農地の確保や機械・施設の初期投資が必要なく、技術的に未熟な新規就農者でも一定の所得が確保できることから、今後は新規就農の促進に係る有用なルートと位置付けて支援。

農業法人等からの独立や新規参入者に対しては、経営の早期安定を図るため、初期投資の負担を軽減。

農家子弟の就農については、道府県農業大学校等での研修教育を通じて技術習得を支援。



認定農業者、集落営農の育成

[認定農業者の現状]

認定農業者制度は、意欲のある農業者の経営改善計画を市町村長が幅広く認定し、その計画達成に向けた取組を集中的・重点的に支援するものであり、20年12月現在、認定農業者数は24万。

認定農業者については、農産物販売金額が大きい農家が徐々に増加しているが、全体として見ると、大きく経営発展をしている者が少ない一方、販売額、規模が依然として小さく、経営改善が進んでいない者も多く見られる状況。

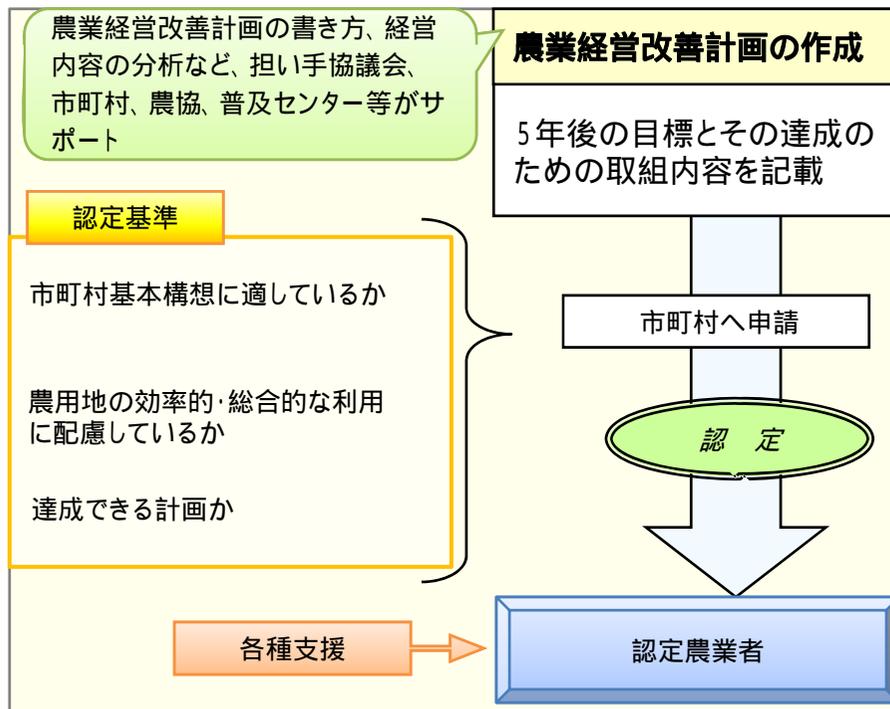
[集落営農の現状]

小規模農家や兼業農家等も構成員となって地域農業を支える組織として集落営農の組織化・法人化を進めているが、地域農業の実態が様々である中、組織化や法人化の取組には、バラツキや成熟度の違いが見られる状況。

[対応方向]

認定農業者や集落営農の経営改善の状況や課題を的確に把握して、地域の実情や組織の経営実態を踏まえた、きめ細やかな取組を展開していく必要。

認定農業者となるための申請



認定農業者がいる販売農家の農産物販売金額

< 認定農業者がいる販売農家の販売金額 >

	500万円未満	500万円～ 1,000万円未満	1,000万円～ 2,000万円未満	2,000万円～ 3,000万円未満	3,000万円～ 5,000万円未満	5,000万円 ～1億円未満	1億円以上
H12年	23.8%	27.9%	28.0%	10.1%	6.8%	2.7%	0.8%
H17年	24.2%	26.2%	27.6%	10.0%	7.8%	3.3%	1.0%

資料：2000年、2005年農林業センサス(組替集計)

農産物販売金額が小さい
農家が依然として多い

< 営農類型別の販売金額 (H17年) >

	500万円未満	500万円～ 1,000万円	1,000万円～ 2,000万円	2,000万円～ 3,000万円	3,000万円～ 5,000万円	5,000万円～ 1億円	1億円 以上
稲作	48.2%	30.2%	17.5%	3.0%	0.9%	0.1%	0.0%
畑作	17.0%	27.5%	38.9%	10.3%	4.3%	1.6%	0.3%
野菜作	13.6%	27.0%	40.1%	12.2%	5.7%	1.1%	0.2%
果樹類	29.5%	40.1%	25.7%	3.6%	0.9%	0.1%	0.0%
花き・花木	15.7%	21.9%	32.5%	14.7%	10.7%	3.7%	0.8%
酪農	2.7%	4.2%	16.6%	23.0%	34.4%	16.2%	2.8%

資料：農林水産省統計部「2005年農林業センサス」(組替集計)

(注)この表の営農類型は、該当部門の単一経営及び準単一経営の該当部門主位経営を対象とし、畑作は麦類作、雑穀・いも類・豆類及び工芸農作物、野菜は露地野菜及び施設野菜の合計である。

農産物販売金額が大きい農家が徐々に増加
H12 14千戸 (10.2%)
H17 21千戸 (12.1%)

【参考】担い手の育成・確保のための支援施策の概要

担い手へのトータルサポートの実施

【担い手アクションサポート事業(H21拡充)】

担い手支援のためのワンストップ窓口を設置し、経営相談、技術指導、農地の利用調整など、あらゆる担い手向けのサポート活動を一元的に実施。

制度資金の充実・強化

【スーパーL資金等の無利子化枠の追加(H21補正)】

スーパーL資金等の無利子化枠を800億円追加し、H21年度は過去3年間で最大の無利子化枠を確保。これにより、担い手による新たな雇用の創出に結びつく設備投資等を促進。

【農林漁業セーフティネット資金の無利子化枠の追加(H21補正)】

資金繰りが悪化している認定農業者等が、経営診断を受けて借り入れる農林漁業セーフティネット資金について、無利子化枠を100億円追加。

農業用機械・施設等の導入支援

【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業(H21拡充、H21補正)】

融資を活用してトラクター、田植機などの機械・施設等を導入する際に、融資残の自己負担部分に対して補助。

【担い手経営展開支援リース事業(H21拡充、H21補正)】

認定農業者等がリースを活用して農業用機械等を導入する場合にリース料の一部を助成。

【集落営農法人化等緊急整備推進事業(H21補正)】

集落営農の組織化・法人化への取組に必要な農業用機械施設等を助成。

企業的な経営展開の取組への支援

【農業法人経営発展支援事業(H21新規)】

農業法人が地域の農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成するための取組を支援。

農地の面的集積促進

【農地確保・利用支援事業(H21新規)】

農地を面的にまとまった形で集積した場合、その面積に応じた支援や小規模な基盤整備等の支援を実施。

【農地集積加速化事業(H21補正)】

面的集積につながる取組を通じて農地の利用権設定等を行う出し手に対して交付金を交付。

若者等の農業への就業支援

【「農」の雇用事業(H20補正)(H21補正)】

農業法人等が新たに雇用する若者等に対して実践的な技術・経営研修を行う取組や住宅費等の一部を支援。

【新規就農定着促進事業(H21補正)】

新たに農業経営を開始した青年農業者等が個人で行う農業用機械等の導入を支援。

税制特例

【農業経営基盤強化準備金制度】

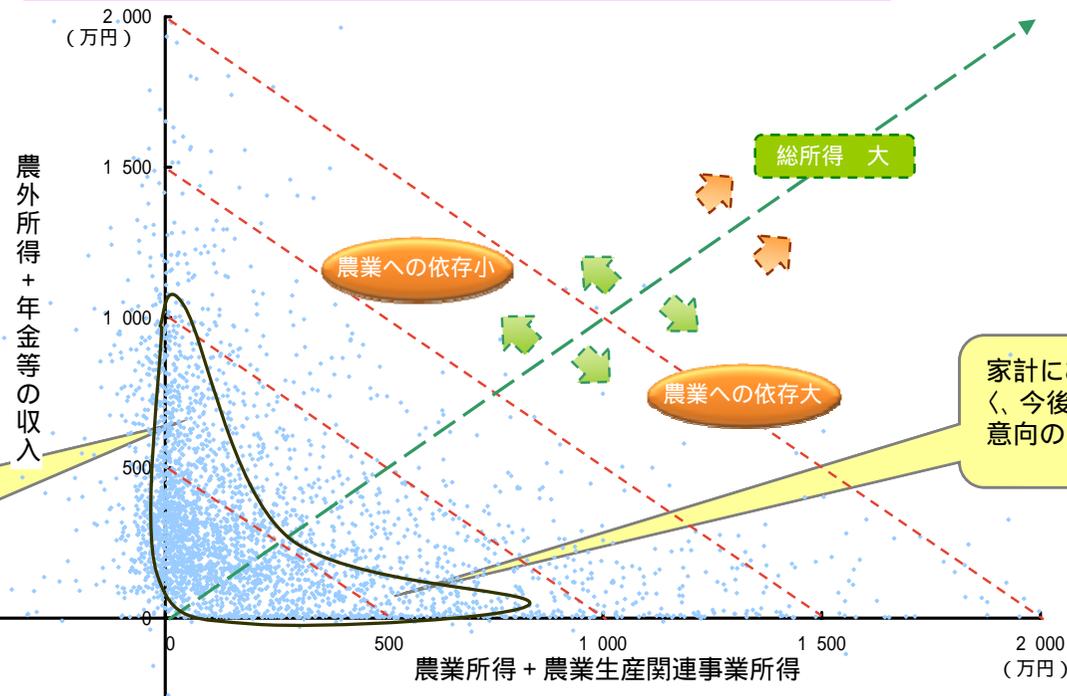
水田・畑作経営所得安定対策の交付金等を準備金として積み立てた場合、積立金の損金算入が可能。

【参考】兼業農家の位置付け

兼業農家は、収入構成や兼業先の実態等からみて、現に農業所得への依存度が高く、今後とも一定程度農業所得に依存する意向の強いものから、農外所得への依存度が高く、今後、場合によっては、農作業の委託や農地の貸出し等により農業依存度を更に低下させていく意向のものまで存在し、一律的な位置付けを行うことは困難であり、今後、農業経営の実態や意向に即しつつ、施策を用意していく必要。

これら兼業農家は、集落などの地域社会を構成していく上で、数の面では集落の中で大宗を占め、集落の維持、農村の活性化を図る上で不可欠の存在。

兼業農家における所得構成分布(平成19年・全国)



農外所得への依存度が高く、今後、場合によっては、農作業の委託や農地の貸出し等を行う意向のものが多いと考えられる

家計における農業所得への依存度が高く、今後とも一定程度農業所得に依存する意向の強いものが多いと考えられる

資料：農林水産省統計部「経営形態別経営統計(個別経営)」(平成19年)(組替集計)

注1：「兼業農家」とは、世帯員のうちに兼業従事者が一人以上いる農家であり、統計における兼業農家の標本3,489戸の所得構成分布を示した。

2：農外所得+年金等の収入は、農業経営関係者(経営主夫妻及び60日以上当該農家の経営に従事する世帯員)の帰属分を計上している。

したがって、世帯員ではあるが農業に関与していない者の農業以外の所得は含んでいない。

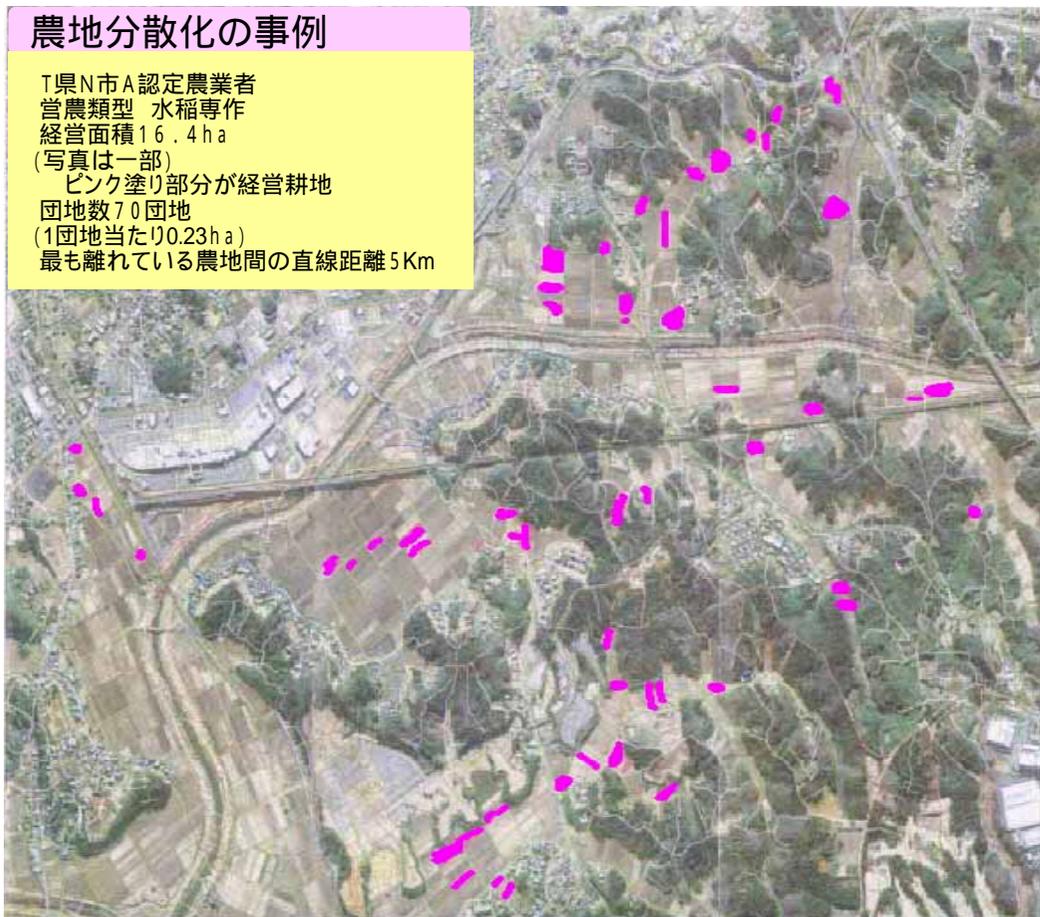
3：縦軸、横軸で上限を2,000万円としたが、それぞれ上限を超える標本が存在する。

担い手に対する農地の面的集積の促進

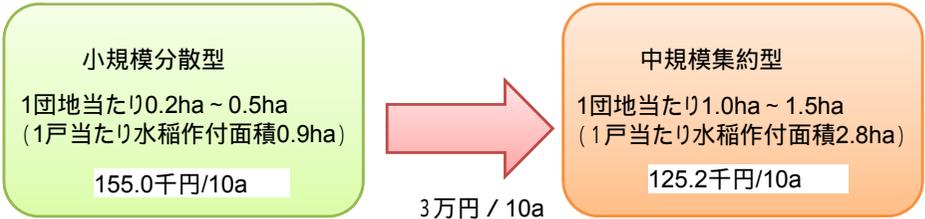
担い手が効率的な農業を展開するためには、農地の面的な集積を通じて経営規模を拡大することが不可欠な要素である。しかしながら、平成27年の担い手への集積目標315万ha～360万haに対しては、量的にもまだ大きなへだたりがあり、かつ、質的にみてもバラバラに分散しており、効率的な作業が可能な状態になっていない。この要因としては、
ア 出し手の面からは、自分の農地が他の農地と合わせて面的にまとまった形で受け手に貸し付けられることに関心がない
イ 受け手の面からは、借りている農地が分散していて、これ以上借りても経営改善につながらない
等が主な要因として考えられる。
今後、「平成の農地改革」をはじめとして、これらの課題に対応した施策を通じて、現場での推進体制を整備することなどにより、農地の面的集積に全力を挙げて取り組む必要。

農地分散化の事例

T県N市A認定農業者
営農類型 水稲専作
経営面積 16.4ha
(写真は一部)
ピンク塗り部分が経営耕地
団地数 70団地
(1団地当たり0.23ha)
最も離れている農地間の直線距離 5Km



面的集積等によるコスト低減



農地の面的集積を促進する施策の例

【「平成の農地改革」による農地の面的集積の促進】

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が、多数の農地所有者から農地の貸付等について委任を受け、農地の利用者に面的にまとまった形で貸付けを行う仕組みを導入

【農地の面的集積を促進する予算措置】

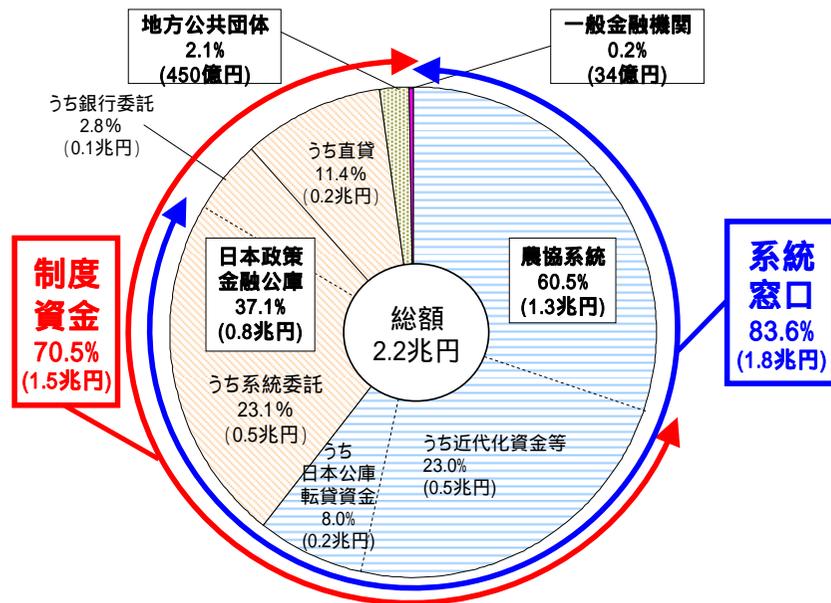
農地の集積に関心の薄い農地所有者(出し手)にインセンティブを与えるため、市町村段階に農地の貸し借りを仲介する組織(農地利用集積円滑化団体)を設置し、当該組織を通じて面的集積につながる貸付けを行った農地所有者に対して、最高で1.5万円 / 10a / 年を最高5年分交付する事業を創設(21年度補正2,979億円)

経営体の資金調達の内滑化

農業経営向けの融資については、制度資金が約7割を占めており、貸付原資別に見ると、農協系統が約6割、公庫資金が約4割。また、公庫資金の委託貸を含め、農協系統が窓口となっているものは約8割。

このような農業経営における資金調達の実態を踏まえた上で、制度資金や、農協系統を始めとする民間金融による農業者への資金融通の内滑化を推進する必要。

農業経営向け融資シェア（平成20年3月）



注1: 日本政策金融公庫は、土地改良区等に対する農業基盤整備向けの貸出を除く。
 注2: 地方公共団体の貸出は農業改良資金及び就農支援資金であり、転貸による貸付分を含む。
 注3: 一般金融機関の貸出残高は農業近代化資金のみを集計したもの。

農協系統等の貯貸率（平成19事業年度）

農協系統	都市銀行	地方銀行	信用金庫
21.8%	72.1%	72.8%	55.8%

$$\text{貯貸率}(\%) = \frac{\text{貸出金}}{\text{預貯金}} \times 100$$

制度資金の課題

- 経営の大宗を占める家族農業経営が担保等の状況に応じて、有利な資金をより円滑に借りやすくすることが課題
- 広域的な事業展開や経営の多角化などにより、従来の経営には見られなかったような規模・内容の経営が生まれてきており、経営発展に必要な資本や資金調達の円滑化が課題

農協系統金融への期待

- J Aバンク全体として、農業等融資の実態について、一層の開示
- 農業者等に対する金融の一層の内滑化

経営の複合化・多角化の取組の促進

農業者の経営発展を図る上では、規模拡大のほか、経営の複合化・多角化に取り組むことが重要であり、新規作物導入・商品開発や販路拡大等の実証支援や技術支援等により、これらの取組を更に後押ししていく必要。

経営複合化の状況

- 認定農業者では経営の複合化が進展している
複合経営の割合は、47% (H12) 54% (H20)
複合経営とは、単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が農産物総販売金額の80%を占めるもの）以外のものである。

経営多角化の状況

- 農業法人において、販売・加工等農業生産以外に取り組む意向は引き続き大きい
→ 現状でも5割が多角経営。今後更に約2割が多角化の意向。
農業法人に対するアンケート調査による

認定農業者の営農類型別割合

営農類型		平成12年	平成20年	増減差 (20年 - 12年)
単一経営	稲作	12.8%	9.4%	3.4
	畑作	4.7%	3.1%	1.6
	野菜作	11.3%	12.5%	1.3
	果樹作	8.0%	7.0%	1.0
	花き作	5.0%	3.5%	1.5
	酪農	6.0%	5.1%	0.9
	肉用牛	2.1%	3.0%	0.9
	その他	3.2%	2.9%	0.2
	小計	52.9%	46.4%	6.5
複合経営(準単一経営含む)		47.1%	53.6%	6.5
総計		100.0%	100.0%	-

農業法人が取り組む農業生産以外の事業内容

	現在多角化に取り組んでいる法人(全体の5割)の各事業実施割合	多角化に取り組む予定の法人(全体の約2割)の各事業の実施割合
農産物の加工事業	54.9%	56.1%
農産物の販売事業	63.8%	58.5%
観光事業	16.0%	22.0%
その他	18.8%	22.0%

注：農業法人に対するアンケート調査による。その他は、飲食業、イベント企画等がある。

農業法人が売上額を伸ばすための今後の事業展開の内容

事業内容	割合
経営規模の更なる拡大	53.8%
農業分野における新規作物の導入	34.4%
農業関連事業（加工・販売）への進出	28.3%
農業関連事業（加工・販売）の拡大	36.8%
農業・農業関連事業以外の事業への進出	6.8%
農業・農業関連事業以外の事業の拡大	2.1%
その他	5.2%

注：農業法人に対するアンケート調査による（複数回答）

資料：農林水産省調べ

注1：経営体数は各年3月末現在である。

2：「単一経営」とは、農産物販売金額1位の部門の販売金額が80%以上を占める場合をいう。
「準単一複合経営」とは、農産物販売金額1位の部門の販売金額が60%以上80%未満を占める場合をいう。
「複合経営」とは、農産物販売金額1位の部門の販売金額が60%に満たない場合をいう。

3：この表の「複合経営」は、上記の準単一複合経営と複合経営の計としている。

4：「畑作」は、麦類作、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物の計としている。

多様な連携を活かした新たな経営への支援

農業者が、農業経営の改善を図るため、加工等の高付加価値化、新商品の開発、地域資源の活用などに取り組む上で、個々に対応するほか、農産物の販売・流通・加工の関係者との連携の強化及びその他の幅広い事業者等との連携軸の構築を進めることも必要。
 このため、地域レベルで実践的な連携活動を推進することのできるノウハウ等を有する人材の確保や、ノウハウ等に関する情報やデータの蓄積などを含め、支援のあり方を検討することが必要。

経営改善の内容

連携先の例

- 農産物の加工等により付加価値販売やブランド開発に取り組みたい
- 加工・業務用農産物の供給により販路を拡大したい
- 量販店との取引関係の強化により販売の安定化を図りたい
- 安心・安全な農産物を求めるお客様との間で契約取引を締結するなど関係を緊密化したい
- 体験農園を開設して販路の拡大と収入源の多元化を図りたい
- 観光客をターゲットに地場産物の売り込みを伸ばしたい
- 地域の様々な資源を活用した非農業スモール・ビジネスに取り組みたい
- 自ら新技術を活用して多様な新商品の開発等に取り組みたい

- 加工業者・コンサルタント
- 実需者
- 流通業者
- 消費者
- 地域・都市住民
- 観光業者
- 自治体・地域企業・NPO
- 大学等研究機関・ベンチャー企業

農産物の販売・流通・加工の関係者との連携の強化

+

その他の幅広い事業者等との新たな連携軸の構築

「連携軸」とは、フードチェーンのように、一連の活動・取組に係る関係者が、相互に目的を共有しつつ、機能と役割を分担し、協力し合う結び付きのことを言う。

こうした連携の強化・構築を促すための施策のあり方（例）

- ・ 地域レベルで実践的な連携活動を推進することのできるノウハウ等を有する人材の確保
- ・ ノウハウ等に関する情報やデータの蓄積

担い手については、これまで、認定農業者制度や集落営農組織を中心に育成してきたところであるが、近年では、大規模・複合・多角化、他業種との連携等により経営を高度化する法人が出現する一方、収入よりも、農地・水などの地域資源の保全管理、農業生産活動の継続が優先課題とされる組織も現れてきている。このため、このような者に対する政策上の位置付けや支援のあり方などを検討していく必要。

大規模・複合・多角化、他業種との連携等により経営を高度化する法人の出現

(事例) (A法人 (M県))

【従業員数】 役員2、従業員32
(パート含む)

【主要事業】

農業 (米、野菜、養豚等)
製造業 (食肉加工・惣菜)
飲食業 (地域料理の店)
販売業 (農家直売所)

【取組の特徴】

- ・「農業」は「食業」とのコンセプトの下、自社ブランドの豚を開発し、食肉加工への進出、販路開拓等を行うとともに、外食業や直売所に取組。
- ・平成16年に香港での自社ブランド豚製品の販売を開始。日本の平均的な価格よりかなり高価格にもかかわらず、好調な売れ行き。
- ・今後、経営の安定・強化を図るための資本の増強、更なる経営の多角化に取り組むための販売・加工などの専門的な人材の確保が課題。



直営レストラン

収入よりも、農地・水などの地域資源の保全管理、農業生産活動の継続が優先課題とされる組織の出現

(事例) B法人 (F県)

【構成農家数】 147戸
【経営耕地面積】 53ha
【主要作物】 水稻、麦、そば等
【取組の特徴】

- ・集落の20年、30年先についての意見交換等を行った結果、1村1農場構想の下、地域の農地を維持管理することを目的とする法人を設立。
- ・地区全体140haのうち約4割をカバー。将来は村内全域に取組を拡大。
- ・田植え、稲刈りなどの基幹作業をオペレーターに委託することによって生じた労働力を活用して、収益性の高い周年作物 (ミディトマト、小松菜、キュウリ) に取組。
- ・今後、条件の悪い地域の農地を引き受けた場合の労働力の確保、機械等の更新費用が増高するため、経営基盤の強化が課題。



水田・畑作経営所得安定対策

経営の安定・継続の確保のための施策としては、米・麦・大豆など土地利用型作物においては、水田・畑作経営所得安定対策、野菜や畜産などにおいては、品目別の経営安定対策、その他の経営リスク緩和措置（農業災害補償制度等）等が用意。

このうち、水田・畑作経営所得安定対策については、そのカバーする作付面積は、米では、20年産水稻作付面積の約3割であるが、従前の担い手を対象とした対策（20万1千ha）に比べ加入面積は大幅に増加、麦では、従前の対策の対象面積をほとんどをカバー、大豆では、従前の対策の対象面積を大きく上回る水準となっており、担い手による生産の実現について一定の成果。

また、加入経営体の平均経営面積は、北海道では24ha、都府県では8haと、土地利用型作物を主とする販売農家や認定農業者に比べ大きい。さらに、19年産からの継続して加入している経営体の経営面積は、北海道、都府県とも拡大。

本対策は、導入3年目を迎え、相当程度定着が図られてきている中で、今後とも、本対策が常に地域の実態に即したものとなるよう、できる限り現場の声に耳を傾けながら、きめ細かに制度を運営していくよう努め、着実に推進していく必要。

水田・畑作経営所得安定対策の加入経営体の平均経営面積（20年産）

単位：ha

	加入経営体 (認定農業者)	販売農家 (土地利用型作物が主)	認定農業者 (土地利用型作物が主)
全国計	12.6	1.7	9.2
うち北海道	24.0	15.4	21.4
うち都府県	8.0	1.4	6.0

資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)。
注1：「土地利用型作物が主の農家」とは、稲作、麦類作、雑穀・いも類・豆類又は工芸農作物が販売金額1位の販売農家及び認定農業者のこと。

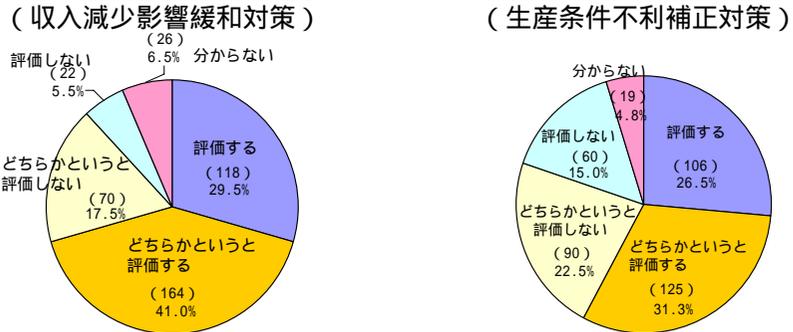
19年産からの継続加入経営体の平均経営面積

単位：ha

	19年産	20年産
全国計	14.0	14.4
うち北海道	24.0	24.5
うち都府県	9.0	9.3

水田・畑作経営所得安定対策に対する評価

収入減少影響緩和対策は7割、生産条件不利補正対策は6割の加入者が評価



農林水産省調べ(20年11月公表)
注1：19年産の収入減少影響緩和交付金及び19年産から継続加入経営体で20年産の生産条件不利補正交付金の交付を受けたものうち各400経営体、合計800経営体を抽出し回答を得た。
注2：()内の数字は、回答した経営体の実数である。

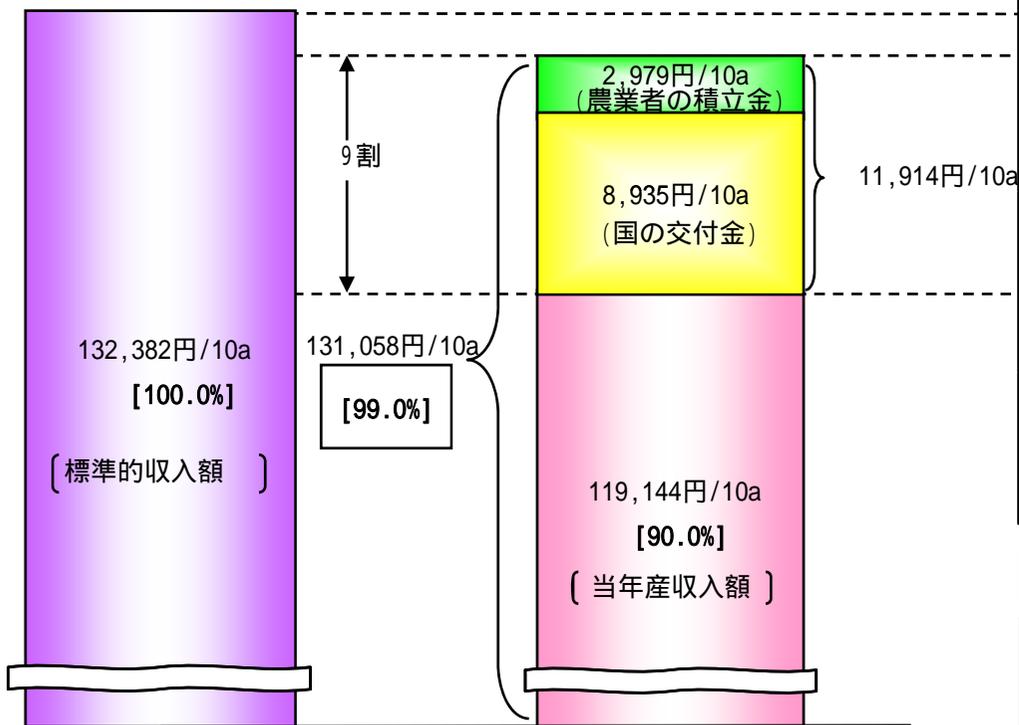
- 主な意見の概要**
- 【収入減少影響緩和対策】**
 - ・ 農家収入のない時期に補てんが行われ、資金繰りが助かった
 - ・ おおむね19年産の減少分をカバーできた
 - ・ 減収分をカバーできなかった
 - 【生産条件不利補正対策】**
 - ・ 固定支払いがあることにより、豊凶にかかわらず毎年一定の収入が保証されるため経営計画が立てやすい
 - ・ 成績払いの割合が低いいため、必ずしも品質・収量の向上が促されるわけではない
 - 【対策の見直しについて】**
 - ・ 申請書類・手続等が簡素化された
 - ・ 交付金の交付時期が早まった
 - ・ 収入減少補てんが充実された

【参考】収入減少影響緩和対策における収入回復の仕組み

収入減少影響緩和対策は、担い手の当年産収入額が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされる仕組み(補てん原資は農業者1:国3の割合で負担)であり、10%の減収の場合、標準的収入額の99%まで収入が回復。

なお、20年産以降においては、10%を超える減収が生じた場合でも十分な補てんができるよう、農家の選択により10%を超える収入減少に備えた積立金の拠出が行える仕組みを創設。

【10%減収の場合(米)】



注1: 標準的収入額(円/10a)は過去5ヵ年について、各年産ごとの販売価格に各年産の単収を乗じて得た額の最高と最低を除いた3年平均(5中3)により算出した額。

注2: 標準的収入額の132,382円/10aは、15年産から19年産までの全国平均の販売価格(コメ価格センターにおける銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格(包装代(紙袋)・消費税相当額を含まずセンター拠出金を差し引いた価格))及び単収を用いて、注1の算出方法により算出した額。

注3: 当年産収入額の119,144円/10aは、標準的収入額から10%減収したと仮定した額。

<参考: 対策の概要>

支援の対象

原則

- ・ 認定農業者 都府県4ha以上、北海道10ha以上
- ・ 集落営農組織 20ha以上

特例

所得確保の場合、集落の農地が少ない場合、生産調整組織の場合の各種特例

市町村特認 (19年末に創設)

上記の特例に該当しないが、地域農業の担い手として認められている認定農業者又は集落営農組織であって、市町村が適当であると認めるもの(地域水田農業ビジョンに位置付けられた者)

支援の内容

諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん(対象品目: 麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ)

<固定払>

過去の生産実績に基づく支払。
WTO協定上、削減されない「緑の政策」

<成績払>

毎年の生産量・品質に基づく支払。
WTO協定上、削減される「黄の政策」

収入の減少の影響を緩和するための補てん(対象品目: 米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ)

<参考: 品目ごとの対策加入者のカバー率>

	対策加入者の作付予定面積 (20年産)	従前の品目別対策支援対象面積 (注)	カバー率 /
米	471,902	1,624,000	29%
麦	254,953	259,742	98%
大豆	120,054	99,156	121%

注: 米については20年産水稲作付面積、麦については18年産民間流通麦の作付面積、大豆については、18年産大豆交付金対象面積である。

品目別経営安定対策

野菜や畜産等においては、品目ごとの特性を踏まえた経営安定対策が講じられている。

このうち、野菜については、指定産地・価格安定制度について、加工・業務用を含めた消費者・実需者ニーズの変化、多様化に柔軟に対応できる野菜産地の育成に向けて十分機能していくよう検討する必要。

また、畜産については、21年度で終期を迎える現行の肉用牛(肥育経営)及び養豚の経営安定対策について、その効果等を踏まえ、22年度以降の対策を保険設計に基づく安定的な仕組みとする観点から検討する必要。

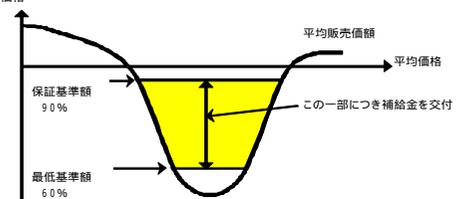
野菜の指定産地・価格安定制度

主要な野菜の著しい価格低落の際に、補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と消費者への野菜の安定的な供給を図っている。

【現状】

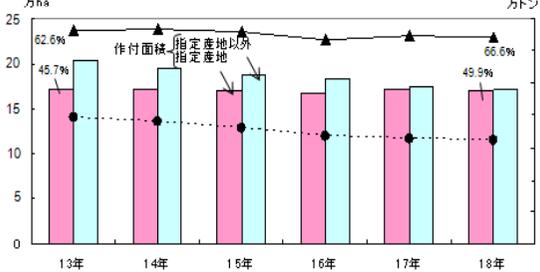
制度の仕組み

国60%：都道府県20%：出荷団体等20%
保証基準額等から算出した造成単価に基づき、国、都道府県、出荷団体等の支出により農畜産業振興機構に資金を造成。



指定野菜(14品目)
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

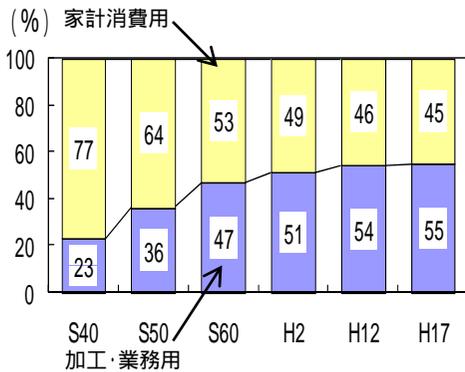
指定野菜の作付面積・出荷数量の推移(H13~18)



資料：農林水産省「野菜生産出荷統計」

【今後の方向性】

国内の加工・業務用需要割合

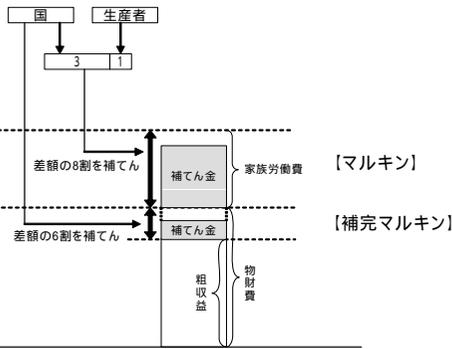


今後の制度の検討のポイント

- 複数品目産地の拡充
 - ・量販店等の多様なニーズに対応できる販売力の高い多品目産地の育成
 - ・消費者ニーズや産地の生産力の変化に対応した品目転換等の円滑化
- 加工業務用対応産地の育成
 - ・実需者の国産ニーズに対応した加工・業務用対応産地の育成
- 需要及び供給の見通しの充実
- 需給調整対策の見直し

肉用牛肥育及び養豚経営の安定対策

肉用牛肥育経営の経営安定対策の概要



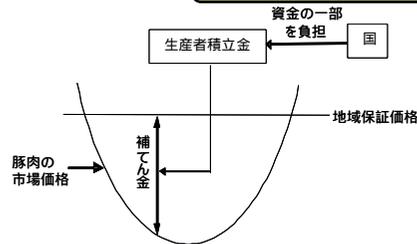
【肉用牛肥育経営安定対策事業(マルキン事業)】

肥育牛1頭当たりの推定所得が基準家族労働費を下回った場合に、補てん金を交付。

【肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業(補完マルキン事業)】

推定所得が物財費を割り込んだ場合に、補てん金を交付。

養豚経営の経営安定対策の概要



豚肉の市場価格が地域保証価格を下回った場合に、補てん金を交付。

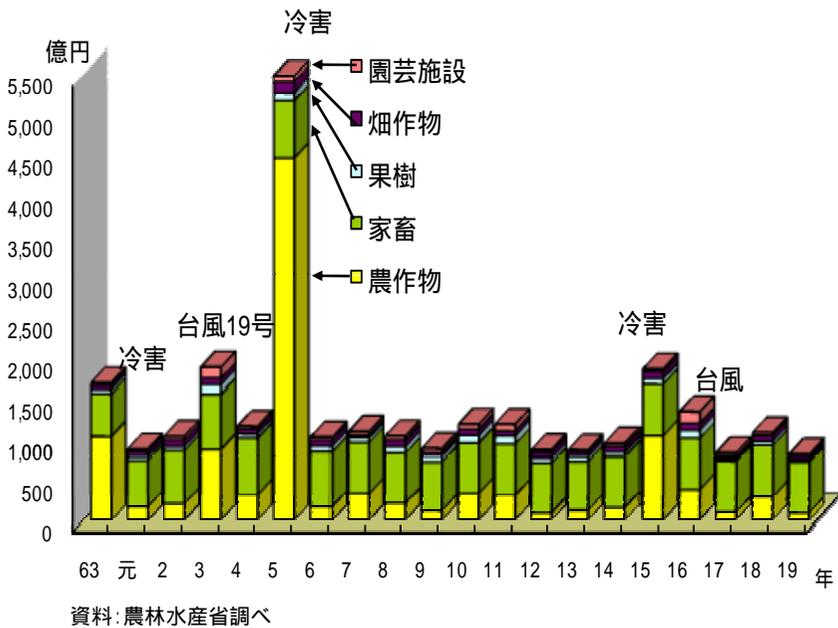
現行の各経営安定対策の検討のポイント

生産資材の価格変動に対応した保険設計に基づく安定的な仕組みとすること

その他の経営リスク緩和措置

自然災害、病虫害、鳥獣害などの農業災害により被災された農業者の損失を合理的に補てんする農業経営のセーフティネットとして、農業経営の安定を図るための農業災害補償制度(農業共済)を運用。
 自然災害や経営環境の変化等、経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した場合のセーフティネットとして、経営の維持・安定を図るための長期運転資金(農林漁業セーフティネット資金)を整備。
 これら経営リスク緩和措置については、今後とも、その運用実態も踏まえつつ、適切に推進する必要。

農業共済における被災農家への共済金支払額の推移



農林漁業セーフティネット資金

- ・ 自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、緊急的に対応するために必要な長期運転資金を日本政策金融公庫が融通。
- ・ 特に、H20補正・21補正において、認定農業者等に対しては無利子の融資枠を設け、経営の維持安定を強力に支援。

《農林漁業セーフティネット資金の無利子化事業》
 貸付対象者：認定農業者、認定就農者、集落営農
 借入限度額：300万円又は年間経営費の3ヵ月分
 償還期限：10年以内（据置期間3年以内）

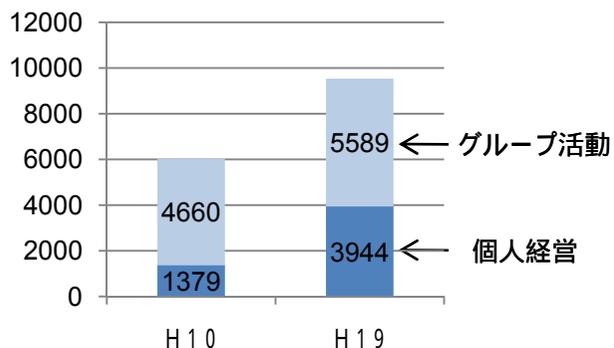
4. 女性の役割と活動支援

女性は、農業就業人口の過半を占めるなど、農業の担い手として重要な役割を果たしており、近年では、地域農産物を活用した特産加工品づくりや朝市での販売など起業活動への取組も増加傾向。

その一方で、認定農業者に占める女性の割合は3.3%(20年度)にとどまるなど、農業経営に参画する女性は依然少なく、経営者や共同経営者としての参画を促すため、認定農業者制度や家族経営協定の一層の活用を通じて農業経営における女性の位置づけを明確化するとともに、起業活動の高度化への支援により、女性の主体的な経営参画を加速させることが必要。

また、女性の地域社会への参画の状況も、農業分野においては依然として低い水準にとどまっていることから、地域段階での意識の醸成を図り、農業委員や農協役員への女性の参画を積極的に進めていくことが必要。

農村女性の起業活動等の推移



資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」

起業活動の内容（複数回答）

項目	内容	件数
食品加工	農・林・畜・水産物を利用した食品加工（ジャム、漬物等）	7,091
流通・販売	朝市、直売所、ネット販売等	4,103
農業生産	女性が中心の作目経営等	1,554
都市との交流	観光農園、体験民宿等	1,216
食品以外の加工	農産物等を利用した加工	314
サービス事業	デイサービス等	94
その他		76

資料：農林水産省「農村女性による起業活動実態調査」
(平成20年3月31日現在)

女性起業に対する支援事例

農業再チャレンジ事業のうち農村女性起業活性化モデル事業

< 内容 >

再チャレンジ就農者の新たな発想・アイデアに基づく、女性グループ等による起業活動等の促進のためのモデル的な取組を、公募により1件300万円以内で活動費を支援。

女性起業の取組事例

< 組織概要 >

高知県の苺農家の女性達による、規格外の苺を使用したイチゴケーキなどの製造・販売・喫茶店の経営。平成7年、「倶楽部」結成。

< 経営規模 >

年間売上約7千万円(17年)、雇用人数15名

< 取組内容 >

規格外の生苺を原材料に使用し、商品を製造・販売。苺の生産量が少なくなる7月～11月は商品数が乏しく、来客数・売上げが減少するため、新たに地元で採れた野菜・果物を使用した新商品の開発に取組むことで、夏場の商品数を増やし、年間を通じた経営の安定化を図った。



認定農業者の活躍事例

【事例1】

宮城県 Mさん(平成17年認定)
経営規模: 水稲(15ha)、露地野菜(0.1ha)、
施設野菜・花き(0.1ha)

(概要)

就農時に両親と本人夫婦の話し合いにより、長期営農生活設計「我が家のライフプラン」を作成し、家族経営協定も締結。現在は、花き生産、農産加工等を担当。



【事例2】

滋賀県 Tさん(平成18年認定)
経営規模: 水稲(53ha)、小麦(30ha)、
大豆(32ha)

(概要)

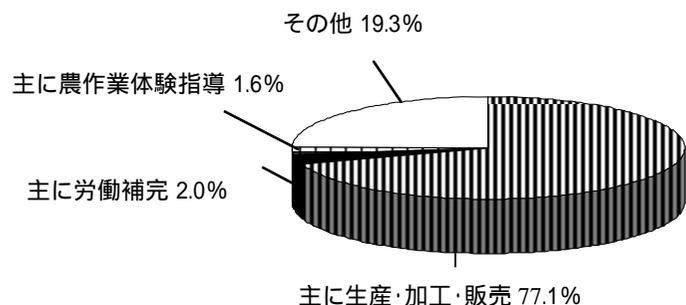
アルバイト先のK農園から「後継者になって欲しい」との要望を受け、就農を決意。その後、K農園を改組して有限会社Sを設立、取締役役に就任。

5. 高齢者の役割と活動支援

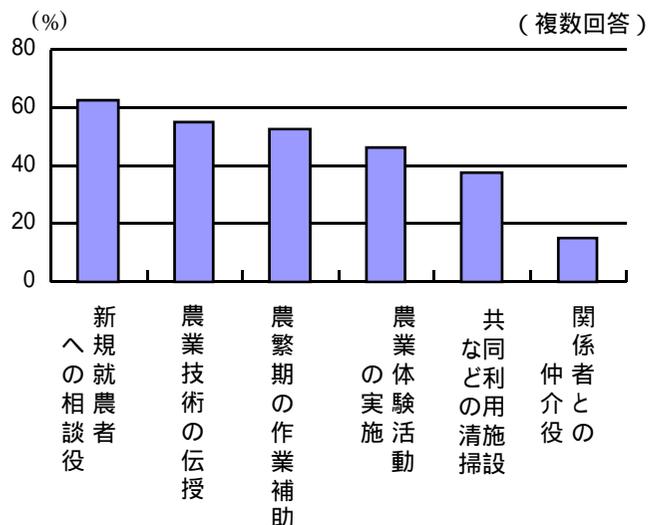
農村部では、都市部に比べ、高齢化が一層進展している。
 今後、我が国が高齢化社会に向かう中、その先駆的モデルとして、農業技術や伝統文化、経験などの高齢者の持つ知識・技術の活用や、高齢者の生活支援などの関係施策を更に推進することにより、担い手の農業生産や社会活動を補完していける環境を整備する必要。

高齢者グループ

(平成18年度:6,066グループ)の活動内容



高齢者に望む次世代の人たちへの支援のための活動



資料: 農林水産省「地域農業・社会における高齢者の役割に関する意向調査」(平成16年度)
 注: 64歳以下の農業者へのアンケート結果

農山漁村における高齢者関係施策

高齢者の持つ知識・技術の活用

高齢者の豊富な経験を活用した、担い手や新規就農者の育成・営農活動への支援

女性・高齢者の知恵・技を活かした活動の事例 (Y県A町「Yサークル」)

- ・ 女性・高齢者の知恵・技を活かした「加工」「生産」「環境」「交流」の4つの活動を通して営農と生活を連動
- ・ 平成14年からは、大豆「サチユタカ」100%の豆腐が地域の特産品となり、女性・高齢者の雇用の場が実現



- ・ 高齢化率が42.1%と高いが、産直野菜の栽培にも取組み、高齢者の所得向上と生きがい対策にもなっている。
- ・ 地元産大豆を使った豆腐づくりは、高齢者が若い世代へ技を継承しながら取組、後継者育成の一役を担っている。

高齢者への生活支援

農村の良さを十分に活用した高齢者福祉の取組の推進

農村地域における助け合い活動の事例 (N県JAくらしの助け合いネットワーク「あんしん」)

- ・ N県のあるJAでは、農村地域の高齢者を対象にしたミニデイサービス「寄合所 あんしん広場」を平成13年から開設
- ・ 「あんしん広場」では地域の女性ボランティアが中心となって、家事サービスや介護サービスを行うと共に介護保険にない、地元食材を使った食事の配食や草むしりなどのサービスも提供



- ・ 食事の配食で使用する地元農産物の栽培により、地域の活性化に繋がる他、協同で農作業を行うことにより高齢者の健康増進にも寄与

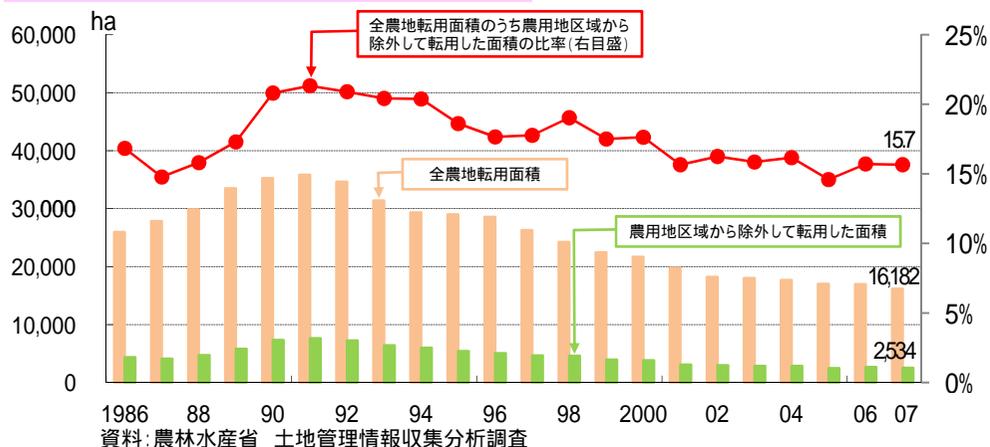
優良農地の確保と生産基盤の整備

1. 優良農地を確保するための転用規制の厳格化

農地のかい廃要因である農地転用については、近年、転用面積は減少傾向であるものの、毎年2万ha弱で推移。また、農地転用が原則禁止されている農用地区域においても、同区域からの除外後に転用された面積が2,500haと転用面積全体の16%を占めている。一方、違反転用については、毎年約8千件前後発生。

この背景には、現行では転用許可が不要となっている公共施設への転用が契機となって、近隣の優良農地の無秩序なかい廃を誘発する傾向がみられること、現行の違反転用に対する罰金額が違反転用による不当利得の額より小さく、抑止力が十分でないこと等があることから、「平成の農地改革」による農地転用規制の厳格化及び運用の適正化を通じ、優良農地の確保を実効あるものとしていくことが必要。

農地転用面積の推移



違反転用の現状と対策

	H17	H18	H19	H20
違反転用発生件数	8,164件	8,633件	7,205件	8,197件
違反転用発生面積	614ha	644ha	537ha	566ha

資料：農林水産省調べ

違反転用による高額不当利得の例

建設業者が、建設残土を処分するために、優良農地に建設残土を大量に搬入。大量の盛土により、周辺農地が隆起し、農業用パイプラインの破損等の被害が発生。この違反転用により建設業者が得た不当利得は数千万円規模と推測。

農地転用規制の現状と対策

公共転用の規制強化

【現行】
国又は都道府県が公共施設の設置をするために行う農地転用については、許可不要であるため、当該施設の周辺において無秩序なかい廃を招いている。

【改正後】
学校、病院等の公共施設について、許可の対象に含める。



公共転用が契機となって、近隣農地の無秩序なかい廃を招いた例

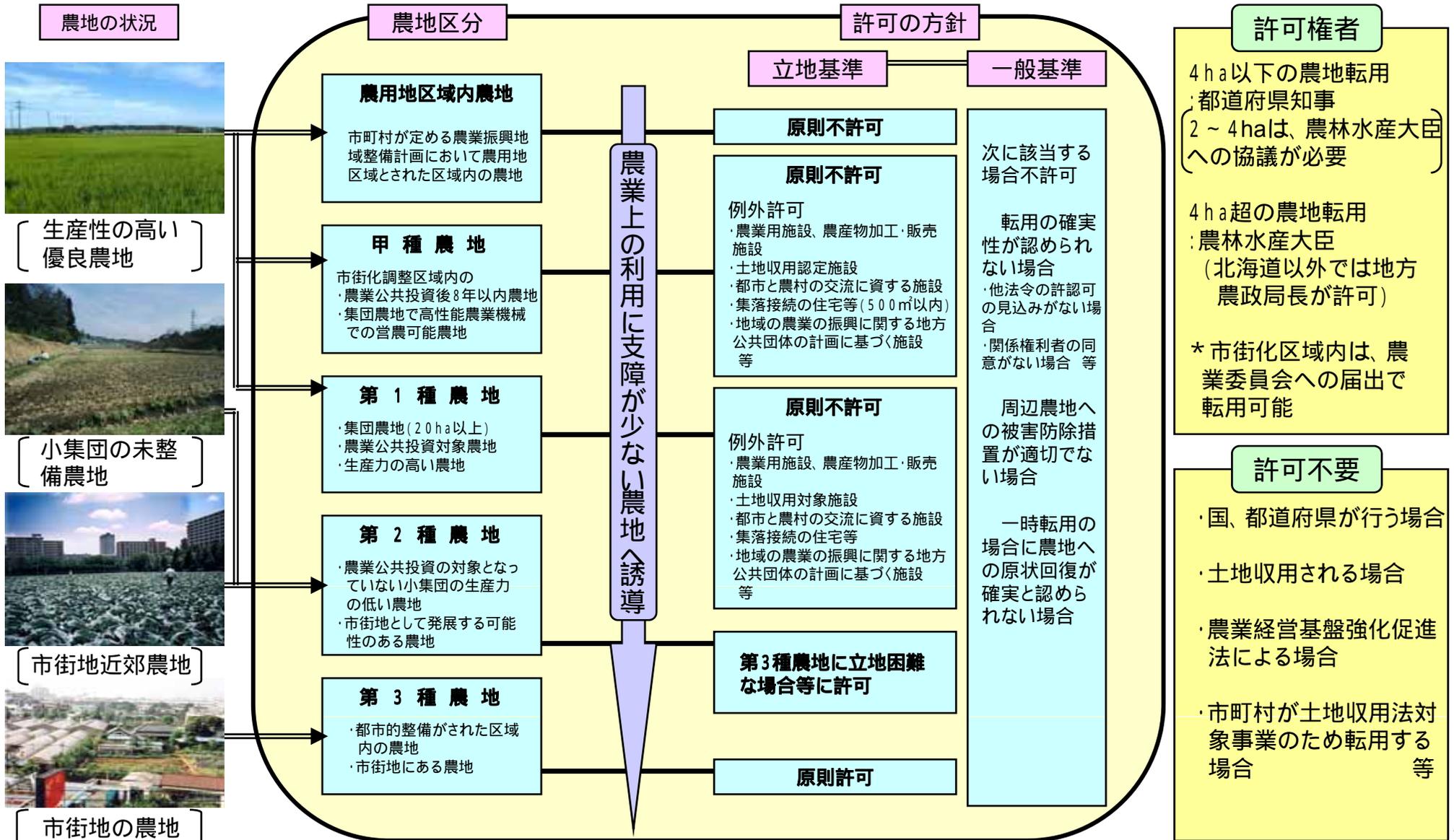
違反転用に対する罰則強化

下線部が今回改正部分

事項		現行		改正後	
		法人	個人	法人	個人
違反転用	罰金	300万円以下	300万円以下	<u>1億円以下</u>	300万円以下
	懲役	-	3年以下	-	3年以下
違反転用における原状回復命令違反	罰金	30万円以下	30万円以下	<u>1億円以下</u>	<u>300万円以下</u>
	懲役	-	6ヶ月以下	-	<u>3年以下</u>

【参考】農地法における現行の農地転用許可制度

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



許可権者

4ha以下の農地転用
 ・都道府県知事
 (2~4haは、農林水産大臣への協議が必要)

4ha超の農地転用
 ・農林水産大臣
 (北海道以外では地方農政局長が許可)

*市街化区域内は、農業委員会への届出で転用可能

許可不要

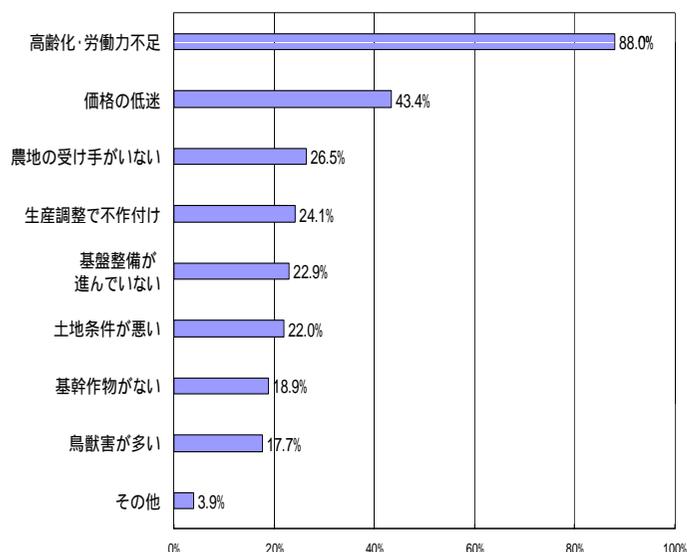
- ・国、都道府県が行う場合
- ・土地収用される場合
- ・農業経営基盤強化促進法による場合
- ・市町村が土地収用法対象事業のため転用する場合等

2. 耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取組

耕作放棄地の発生原因としては、高齢化・労働力不足を挙げる割合が多くなっており、また、耕作放棄地の中には土地持ち非農家の所有するものも多い。耕作放棄地の発生を抑制するため、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策を引き続き推進。耕作放棄地の解消に向けては、農地制度の見直しと併せて、再生利用の取組に対する支援を実施するとともに、水田フル活用や面的集積に向けた関連施策等を必要に応じて活用することで、その有効利用を促進。

特に、雑草・灌木等の繁茂により現状では耕作できないが、一定の手当てを行うことにより耕作可能になると見込まれるものについては、その森林化・原野化を防止し有効利用を図るため、平成23年度を目途に農業上重要な地域である農用地区域を中心におおむね10万haの再生・利用を目指す。

耕作放棄地の発生要因



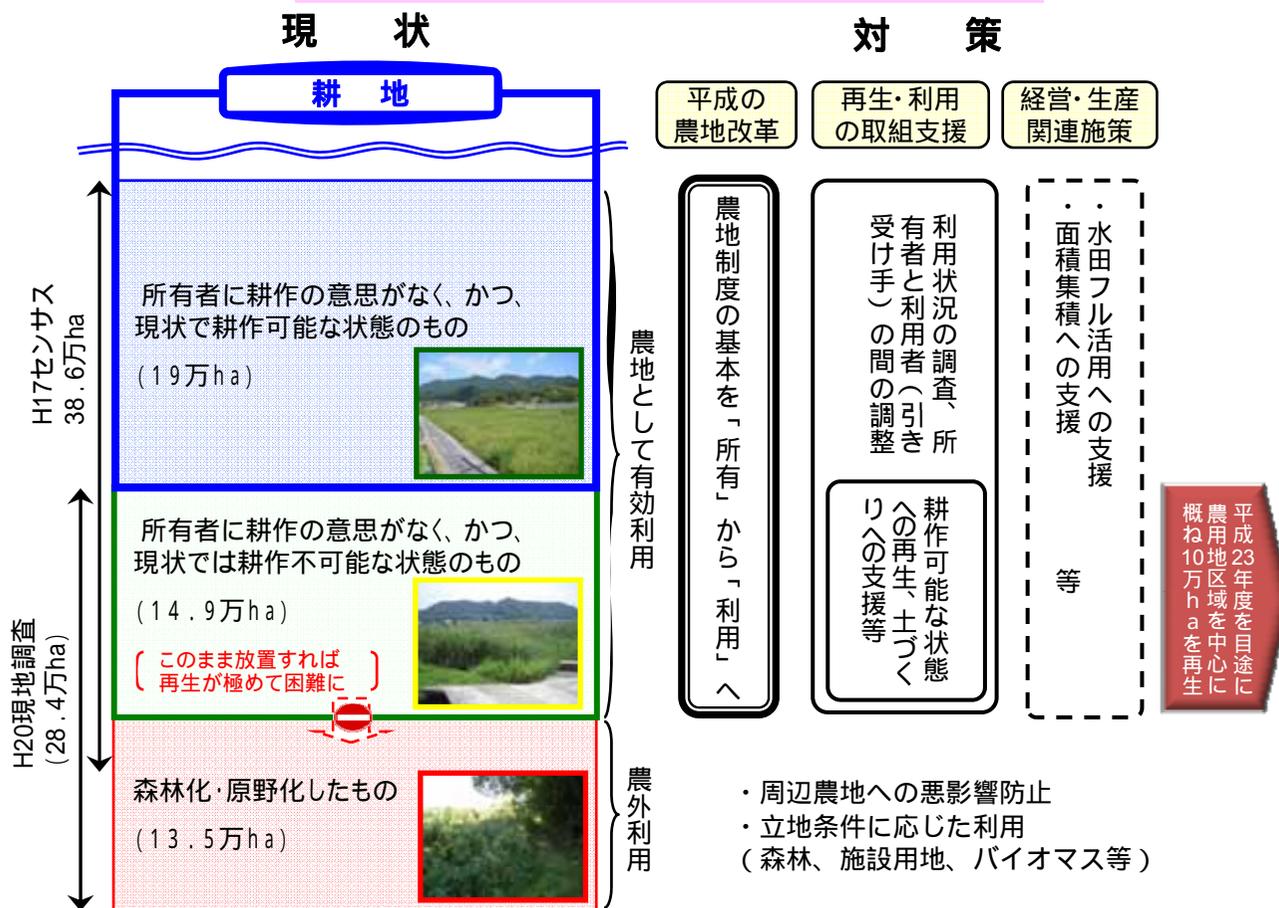
資料：全国農業会議所「平成14年地域における担い手・農地利用・遊休農地の実態と農地の利用集積等についての農業委員調査結果」

耕作放棄地の所有者別割合

	耕作放棄地面積 (千ha)	割合 (%)
農家	223	57.9%
土地持ち非農家	162	42.1%
合計	386	

資料：農林水産省「2005年農林業センサス」
 注1：「農家」とは、経営耕地面積10a以上又は販売金額が15万円以上の世帯である。
 注2：「土地持ち非農家」とは、農家以外で耕地又は耕作放棄地を5a以上所有している世帯である。

耕作放棄地の解消に向けた取組



()書きの数値は推計値

【参考】耕作放棄地対策に係る法的措置と予算措置の連携

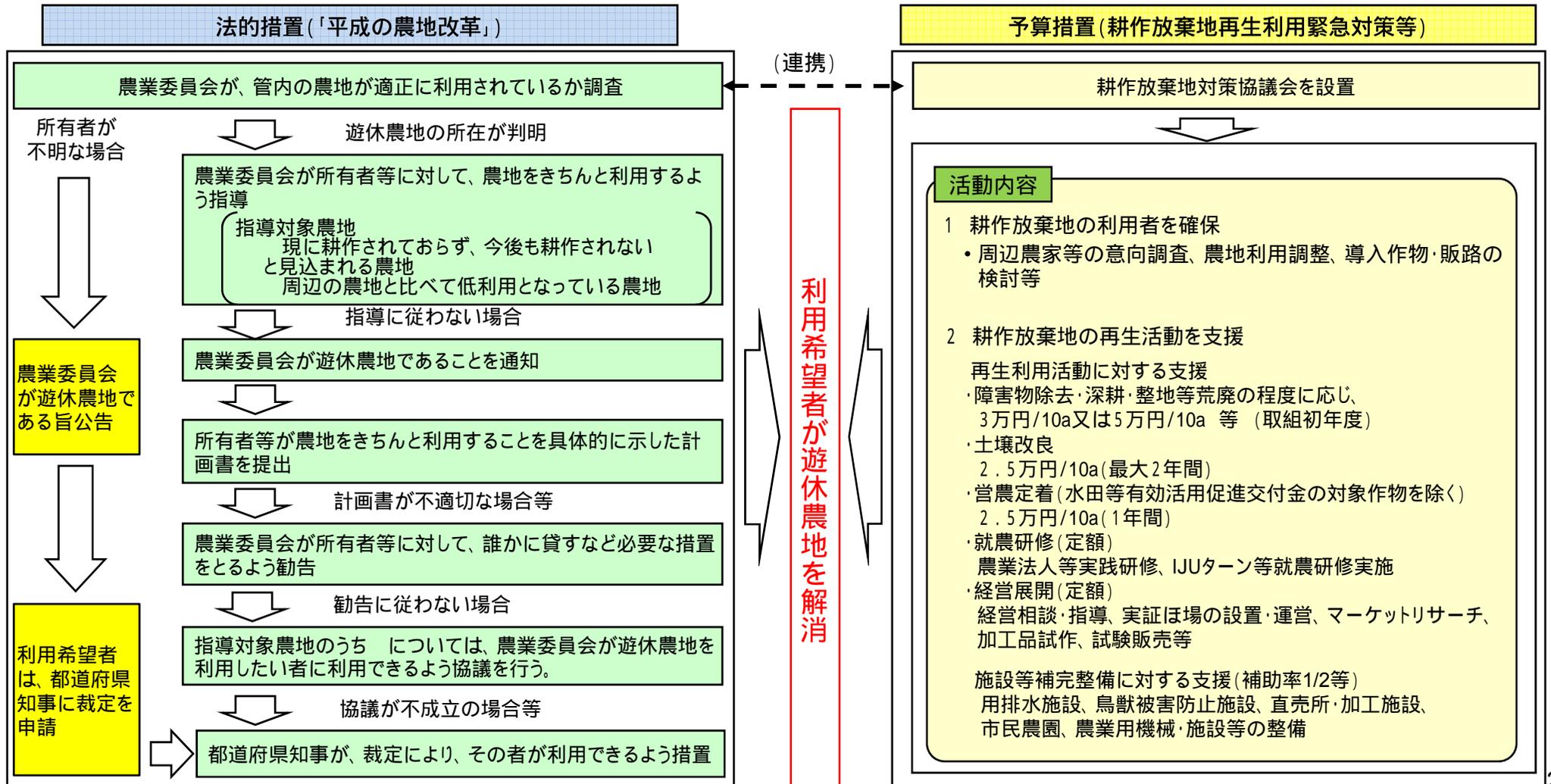
「平成の農地改革」及び耕作放棄地再生利用緊急対策等により、以下の取組を推進。

【法的措置】

すべての遊休農地を対象とし、農業委員会の調査や農業者等からの申出により利用状況を把握し、農地の有効利用を徹底。所有者等に対する指導から、通知、勧告までの手続を農業委員会が一貫して実施。

【予算措置】

耕作放棄地の再生・利用の取組に対する支援を実施するとともに、関連施策等を必要に応じて活用することで、農業上の利用を推進。



3. 経営の自由度の向上につながる基盤整備

生産基盤の整備は、農地の生産性の向上や担い手の作物選択の幅の拡大に資するものであり、農産物を安定的かつ低コストに生産するためには、地域農業の展開方向に即した生産基盤の整備を効率的に推進する必要。

市場の動向や消費者・実需者のニーズに即した麦や大豆の生産振興にあたっては、生産コストの低減や品質の向上、作付の団地化等を図っていくことが課題。このため、排水条件の改善を図る機動的な整備や地下かんがいシステムの新たな技術の導入など、生産振興策と連動した基盤整備を進めていく必要。

水田整備の状況

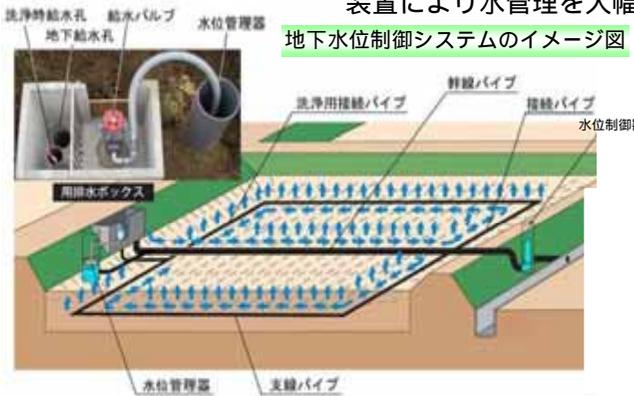
水田の4割は区画整備済みでない。
区画整備済水田の約3分の1は排水が良好でない。 水田面積 254万ha

区画整備済 154万ha(60%)	未整備 100万ha(40%)
排水良好 105万ha	排水良好でない 49万ha

資料：農業基盤整備基礎調査によるH18年の状況
注1 区画整備済とは、30a程度以上に区画整理された田。
注2 排水良好とは、地下水位が70cm以下かつ湛水排除時間が4時間以下の田。

地下かんがいシステムの新たな技術の導入の事例

暗渠排水と地下かんがいを両立した地下水位制御システムで田畑輪換が自在に可能。水位調整装置により水管理を大幅に省力化。



大豆の収量(岐阜県の事例)

作付に適した地下水位の維持により収量が増加



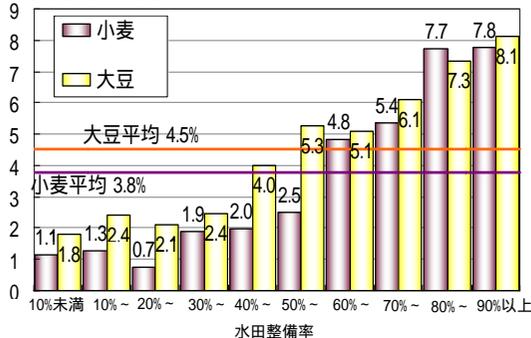
対照区240kg/10a



地下水位制御システム導入区470kg/10a
単収は坪別による参考値

水田整備率と麦、大豆の作付率

水田整備率が高い方が麦・大豆の作付率が高い。



資料：耕地及び作付面積統計、農業基盤整備基礎調査
注1 水田整備率とは、30a区画程度以上に整備済みの面積の割合
注2 北海道、沖縄を除く全国の市町村について、水田整備率の分級ごとに合計した作付面積と田耕地面積により作付率を算出

基盤整備と地域経済の活性化（北海道南幌町の事例）

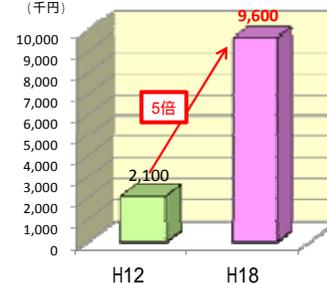
水田の排水条件の改善（地下かんがいシステムの導入）等により、キャベツの作付けが大幅に拡大し、北海道有数のキャベツ産地へ。新たな地域の名産品として『キャベツキムチ』が開発され、販売量等が増加。

キャベツの作付推移



資料：北海道農林水産統計年報

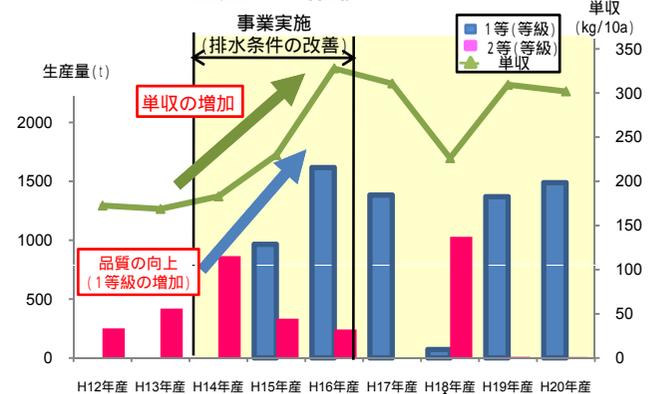
キャベツキムチ販売量の増加



資料：北海道開発局調べ

排水条件の改善による麦の収量と品質の向上（大分県宇佐地区の事例）

ニシノホシ生産量の推移



資料：大分県とりまとめによる

出芽期の低温・少雨、収穫期の多雨による影響

5. 基幹的農業水利施設の適切な保全・更新

農業水利施設は、ほ場単位の営農に応じた水管理や作付けの団地化を支えるために、用水供給や排水を広域的なまとまりのある形で機能させる基礎的な基盤。

これまでに整備されてきた水利施設の多くは耐用年数を超過しつつあり、こうした施設の長寿命化など既存の水利ストックの有効活用を図る必要。このため、ライフサイクルコスト(建設・維持管理等にかかる全てのコスト)の低減を図るストックマネジメントの考え方により、農業水利施設の保全・更新をより効率的・計画的に推進。

ストックマネジメントとは、施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称

農業水利ストックの状況

農業水利施設の整備状況

農業用排水路	うち基幹的農業用水路	ダム、頭首工、用排水機場等
約40万km (地球約10周分)	約4万7千km	約7千か所

注:基幹的農業用水路とは、末端支配面積が100ha(東京ドーム20個分)以上の水路

(参考)

一般国道	鉄道
22,279km	20,006km

資料:一般国道は「道路ポケットブック2006」,国土交通省(H18.11)
鉄道は「数字でみる鉄道2006」,国土交通省(H18.10)
注:鉄道はJR(旅客線のみ)の路線延長

保全・更新に対する需要の増加

耐用年数を超過した農業水利施設の状況



農業水利施設の事故発生例

PC管が破損し、その漏水で周辺地域に浸水被害が発生

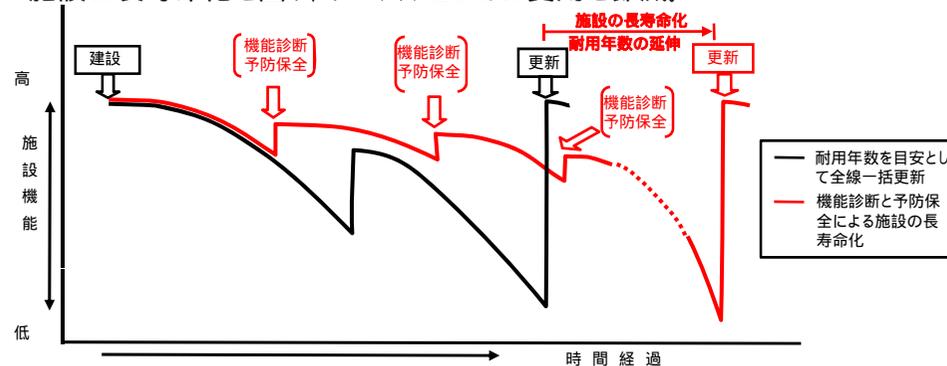


堰が破損し、取水ができなくなり、周辺農地約4,000haへ用水の供給が不能



ストックマネジメントについて

施設の長寿命化を図り、トータルとしての費用を節減。



機能診断による施設の長寿命化のイメージ(開水路)

施設の状況 (神奈川県S用水路の例)

- 水路延長8km、受益面積700ha
- 水路造成後40年経過、水路壁の摩耗が進行

従来への対応

- 耐用年数を目安として全線一括更新

ライフサイクルコスト
2.6百万円/年

長寿命化に向けた取組

- 機能診断を実施し、施設本体の強度を確認
- 摩耗進行抑制のため表面被覆工を実施

ライフサイクルコスト: 2.2百万円/年
年当たり4百万円の低減効果

6 . 豊かな田園環境の再生・創造

農業農村整備事業では、環境との調和への配慮を事業実施の原則として位置づけ、生態系に配慮した施設整備など田園環境の再生・創造に向けた取組を行っているところ。例えば、環境保全型農業にマッチした生物多様性を保全する基盤整備を契機として、先進的な環境保全型農業に取り組むことで、農産物のブランド化も推進。

また、環境への負荷の少ない循環型社会の実現や農村環境の保全の観点から、農業水利施設を活用した小水力発電など農地・農業用水等が有する資源循環機能の保全・活用を推進。

さらに、農家・住民との連携・協働による整備の実施等により、コストの縮減、地域内の連携強化、地域活性化に寄与。

生産基盤の整備を通じた先進的な環境保全型農業の展開

コウノトリと共生する地域づくり（兵庫県豊岡市）

コウノトリ育む農法

農業、化学肥料の使用を控え、安全な農産物と生きものを同時に育む。

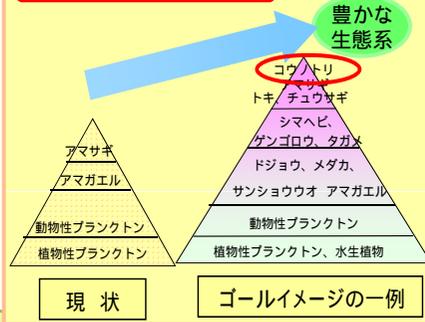


コウノトリ・ブランド



コウノトリ育むお米(減農薬)
5kg:2,980円(標準価格)
兵庫県産コシヒカリ
5kg:2,280円(標準価格)
資料:農林水産省調べ

生物多様性の向上



環境創造型の基盤整備

水田魚道の設置

排水路から水田へドジョウ等が移動できる魚道や魚巣を設置。



生態系保全型水路の整備

カエルなどの生息に配慮した、脱出用スロープなどを組み合わせた水路を整備。



水田ピオトープの設置

コウノトリの餌となるドジョウなどが生息する環境を転作田を活用して整備。



用水確保による水田の冬期湛水

冬も田んぼに水を張って生き物を育む。冬鳥の生息地にもなる。



農業用水路の落差を利用した小水力発電

農業用水路の落差などを利用して発電し、ポンプ等の土地改良施設の電力に充当。これにより電気料金など土地改良施設の維持管理費の節減に寄与

農業農村整備事業でこれまでに整備した26地区の小水力発電施設は

出力合計2.2万kW、年間約10万3千MMhの発電が可能(約25,000世帯の電力量に相当)
年間約5万7千トンのCO₂削減に貢献(推計)
農業水利施設の未開発の包蔵水力エネルギーは8.8万kW

小水力発電施設の設置

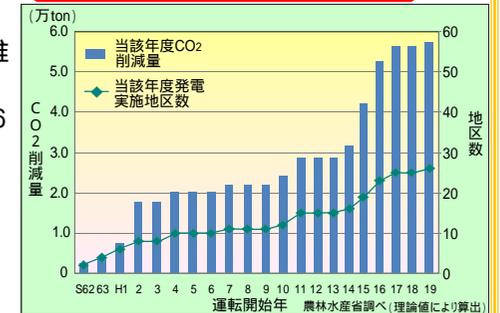


実施前の状況

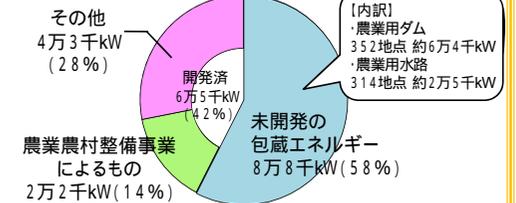


設置後全景

農業農村整備事業により整備した小水力発電施設のCO₂削減効果実績(推計)



農業水利施設包蔵水力エネルギー



農家・住民との連携・協働による整備の実施

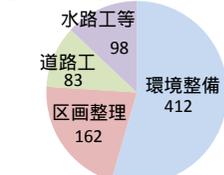
農業生産基盤の整備において、農業者や地域住民等の多様な主体が環境整備などの工事の施工に直接参加する直営施工を推進。

平均して4割程度のコストを縮減。

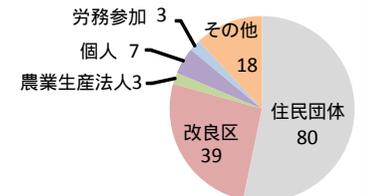
地域内の連携強化、地域活性化にも寄与。



農道の舗装



工種別直営施工実施件数
平成16～20年度直営施工実施地区を対象

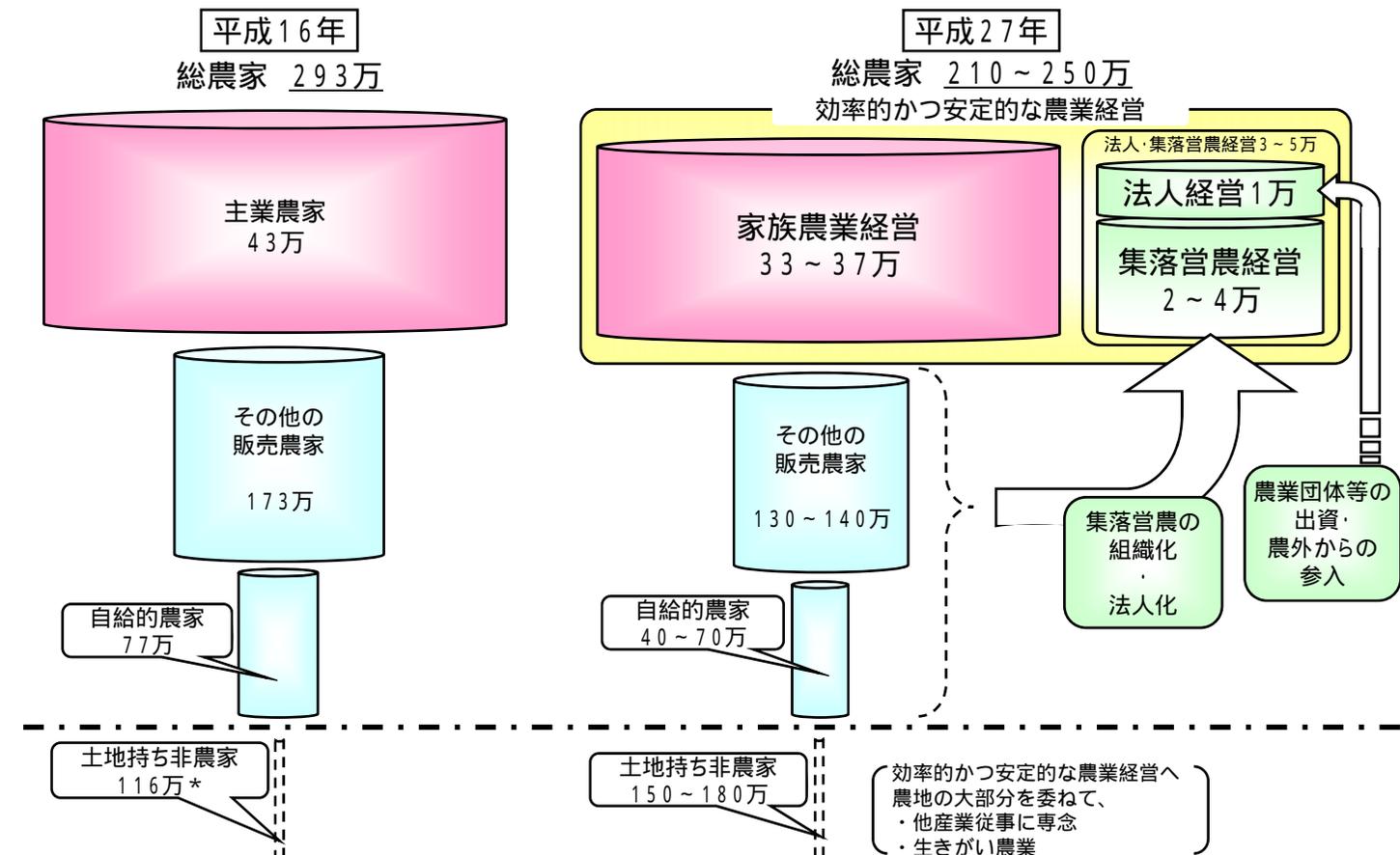


直営施工参加者の内訳(単位:件数)
平成20年度の直営施工実施地区を対象

【参考】農業構造の展望(平成17年策定)

将来の「望ましい農業構造の姿」として、「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「農業構造の展望」を提示。

この展望では、平成27年において、効率的かつ安定的な農業経営が、家族農業経営で33万戸～37万戸程度、集落営農経営で2万～4万程度、法人経営で1万程度と見込むとともに、これらの経営により経営される農地が7～8割程度になると見込んでいるところ。



注: 平成16年の土地持ち非農家数については、7年から12年にかけてのすう勢を基にした推計値である。

注: 効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に農地利用の6割程度が集積され、このほか効率的かつ安定的な集落営農経営により経営される農地を併せ、これら「効率的かつ安定的な農業経営」が経営する農地が7～8割程度になると見込まれる。

【参考】平成の農地改革の概要

6月24日公布
公布後6ヶ月以内に施行

(農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法)

農地を貸しやすく、借りやすくし、農地を最大限に利用

農地法の目的等の見直し

目的について、「農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする」との考え方を、「農地の効率的な利用を促進する」考え方に改めるとともに、農地が地域における貴重な資源であること、地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化

農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化

農地を利用する者の確保・拡大

貸借規制を緩和し、会社、NPO等が参入しやすくするとともに、農村集落において、非農家も含めた構成員による集落営農法人をつくりやすくする等貸借による利用を拡大

農業生産法人への出資について、農外との連携による経営発展に資するよう外部からの出資規制を緩和(1/10以下の廃止、農商工連携事業者等の場合1/2未満)

農協による農業経営は、従来、組合員との関係で制限していたが、組合員の合意で貸借により可能に

農地の面的集積の促進

市町村、公社等の公的な信用力のある機関が、委任を受け、分散した農地を面的にまとめる仕組みを全ての市町村で導入

遊休農地対策の強化

所有者が分からない遊休農地についても知事の裁定で公社等が利用できるよう措置

< 農地税制の見直し >

農地制度の見直しを前提として、農地の相続税の納税猶予制度を見直し
〔農地を貸すと打ち切りになった納税猶予を、他の人に貸した場合でも適用を受けられるように〕

これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保

農地転用規制の厳格化

病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
違反転用に対する罰則を強化
(法人:300万円 1億円)

農用地区域内農地の確保

担い手により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない

< 農業委員会の適切な事務執行 >

農地制度においては、農業委員会が重要な役割を果たしていることから、今回の見直しにあわせて、その事務が的確に実施されることを確保

穀物価格の高騰や輸入食料品の安全性への不安

食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化する必要

水田等を最大限に活用する対策を一層促進

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、その有効利用を図っていく必要

担い手への集積が十分に進まない
規模拡大しても農地が分散
受け手不在で耕作放棄が増加

拍車

農業生産による収益水準を上回る農地価格

農地転用期待

拍車

我が国の農地面積はピーク時の約7割にまで減少
(609万ha 463万ha)

貸借等による利用の促進

国内の食料生産の増大を通じ国民に対する食料の安定供給を確保

転用期待の抑制

【参考】農家の用語の定義

農 家	252万戸	経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上の世帯
販売農家	175万戸	経営耕地面積が30 a 以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主副業別	主業農家	37万戸 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいる農家
	準主業農家	40万戸 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいる農家
	副業的農家	99万戸 1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）
専兼業別	専業農家	41万戸 世帯員の中に兼業従事者（農家の世帯員のうち、年間30日以上他に雇用されて仕事をした者又は自営業（農業を除く）で年間15万円以上の販売金額を得た者）が1人もいない農家
	第1種兼業農家	25万戸 世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
	第2種兼業農家	109万戸 世帯員の中に兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	77万戸	経営耕地面積が30 a 未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
土地持ち非農家	122万戸	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯

資料：農林水産省「農業構造動態調査」（平成20年2月1日現在）